

# 令和4年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年3月8日

招集年月日	令和4年3月4日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和4年3月4日午前10時00分			議長	中本 正廣
	閉会	令和4年 月	日	午後 時 分	議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	4番	小 島 俊 二		5番	末 田 健 治	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	—	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 次 長	—	
	総務課主幹	三 井 剛		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	児 玉 裕 子		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
	衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和4年3月8日

	一般質問
--	------

令和4年第2回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和4年3月8日

日程	議案等番号	件 名
第1		一般質問

令和4年第2回定例会  
(令和4年3月8日)  
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続けます。通告に従って、順次発言を許します。はい。2番、斉藤マユミ議員。

○斉藤マユミ議員

皆さん、改めまして、おはようございます。2番、斉藤です。どうぞよろしく願いいたします。それでは、質問に入らせていただきます。北京冬季オリンピック、パラリンピックで日本勢の活躍に、選手の皆さんの並々ならぬ御努力の結果であることに、諸手を挙げて喜びたいと思います。しかしながら、世界では、ロシアがウクライナに侵攻し、戦争が激化、停戦交渉がされるも収まる気配がなく、尊い人命、財産が奪われることに憤りを覚えます。一刻も早く終息することを祈るばかりです。国内では、親が子を殺傷する事件をはじめ、様々な事件が頻繁に起こり、理解に苦しみ、心が痛みます。さて、北陸、東北、北海道地方では、記録的な寒波、大雪で、生活に大きな支障が出ました。私たちが豪雪を経験した事よりもはるか想像を上回る、計り知れない状況だったと思われまます。安芸太田町でも、かなりの積雪があり、町内唯一の恐羅漢スキー場は、今期、人工降雪機を5台増設され、計19台を設置され、積雪の確保がなされ、安定的な営業で推移したようです。新型コロナウイルス感染症の拡大ではありましたが、1月の利用者数は、昨年比、96.2%で推移しているとの報告がありました。多くの皆様に来町いただきましたのと、町内の住民の皆さんの就労の場が確保出来たことは大変に喜ばしいことでした。一方では、積雪の多い集落では、雪の中での孤立、除雪対応に苦慮され、大変な思いもされました。幸いにして、この冬季期間の事故も聞くこともなく、過ぎていくようで安堵するところ です。

さて、通告しております国道県道主要道路沿いの樹木の伐採について質問します。国道、県道主要道路沿いの樹木伐採については、これまでも質問していますが、危険と障害になる場合には、所有者と話し合い、伐採をするしか方法がないということで、なかなか難しいようです。特に、この冬の積雪では、樹木に水分を多く含んだ雪が付着し、針葉樹は、枝とともに落下し、広葉樹でも樹齢が長く、大木で、幹や枝に多くの雪をため、一度に大量に落下します。いわゆる、北海道地域でのホワイトアウトで大事故が発生していますが、ここは吹雪ではありませんが、まさにそれと同じような、現実には起こりうる危険な箇所があります。冬に限らず、年間を通して見ても、樹木が大木と間伐が出来ていないため、根元が持ちこたえず、いつ倒木してもおかしくない倒れかかった木もある状況です。道路の両側から枝が伸び、大型車は、センターラインをはるか越えて走行しなければなりません。冬の除雪作業も、グレーダーの屋根に当たり、機械に支障が出たそうです。もし、通行中の車に倒木が当たり、大惨事になったとき、山の所有者に責任がかかるものと思われまます。国道県道主要道路沿いの樹木に係る山の所有者に、注意喚起をしてあげるべきではないでしょうか。また、持ち主の所在がわからないとか、相続がなされないとか、問題が多く見受けられることもあるのではないのでしょうか。対応策を安芸太田町に限らず、近隣の市、町や課題をお持ちの自治体と連携して、今後のために検討し、県や国に支援を求めると思いますが、町長の見解をお聞きします。また、コロナ禍や予算編成で多忙な日々と察します中、町長は、町内の今期の積雪の状態をごらんになられたでございましょうか、お伺いいたします。

○中本正廣議長

はい。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。斉藤マユミ議員より、まずはです

ね、国道県道主要道路沿いの樹木の伐採について、特に、積雪と絡めたお話をいただいたところでございます。町内の雪の状況ということでございました。私も、住んでおります吉和郷でもかなり降りました。かなりというのがどれほどかと言われると、それぞれあると思うんですけども、今年は、今年は前回の冬のシーズンに比べるとどか雪がなかった分、割と、長い期間、少しずつというわけじゃないんですが、長期にわたって降った印象がございます。ただ除雪はやはり今年もかなりですね、費用がかかっておりまして、補正予算のほうもお願いをしたような状況でございますけれども、かなり多いシーズンだったのではないかと思います。特にこれから上がっていく、先生お住まいの松原地域、あるいは私も、今年、恐羅漢のほうにはスキー場行きましたけれども、やはり相当の雪が降っていたというふうに感じているところでございます。道路の道路沿いの樹木伐採についてということでございますが、これいつも同じ話で恐縮でございます。議員の質問の中にもありました。基本的にはやはり、どうしてもその木が生えてるところの所有者さんにやっぱり撤去していただくというのが基本でございます、道路管理者としてはですね、高さ4.5メートル、幅が道路の幅、この範囲に樹木が入ってくる。あるいは樹木が入りそうだとした場合には、やっぱり撤去について検討すると。検討した上で、危ないというものについては、改めて、所有者のほうに切るのをお願いをするということ、それから、どうしても、その土地の所有者さんが自分では切れないという場合にはですね、許可を得た上で、道路管理者さんが撤去されるということがあくまでも基本でございます。その上で、多分そのことを踏まえた上で議員のほうからは、それじゃなかなか対応が進まないんじゃないかとか、何か起こった時からでは、危ないという御主旨もあってですね、それをさらに超えた対応についての注意喚起だと思っております。本当なかなか、我々も頭を痛めてる問題ではございますが、今、周辺市町村さんとも連携をしながら、考えるべきだという御提案をいただきましたので、そういったことも含めて考えていければなと思っております。私も雪ではなくてですね、土砂災害が起こったときにちょっと調べておりまして、要は、土砂災害でもですね、山の管理が問題があったかっていうこともあって、結果土砂災害が起こって、その下流側の人たちに被害を起こすという事例もあるんだと思うんですが、基本的に自然災害を起因した、そういう災害というのは、所有者のほうに必ずしも責任を追及しないということのようでございます。そういったこともあってなかなか責任追及の観点からですね、その原因になる物を撤去するというのがなかなか、日本全体でも進まない要因なのかなとも思っております。なかなか本当ははっきりした答弁が申し上げにくいんですが、改めてそういった意味では、関係機関とも連携をしながら、事前に、できるだけ対応していただけるように、協力しながら、また県とも連携をしながらですね、そう言いながらまずは、個別の地域、地域で、危険性をあらかじめ予測できるところについて、引き続き所有者と、早めに協議をしながら、早めの対策ができるように考えたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

なかなか難しいようではございますけれども、確かにその気持ちはよく分かります。現実、もう既にですね、地域をあげてもあれですけど、川手のちょっと上ですねカーブ、あそこなんかはですね、もう既にもう、やっぱり所有者とですね、話を詰められて、両サイドの木を切るぐらいのことは手を打っていただきたいと思っております。非常にあそこはですね、カーブでもありますし、難しいということもよく知っております。以前あそこをちょっとね、ちょうど場所が悪からということで、県の県会議員さんともちょっと御相談をしましてあそこをですね、川筋に、道路をはわせるかなという話もちょっといたしましたけども、あこの持ち主、所有者の方が大変難しいお方でして、なかなか状況が進まなかったという状況もこれまであるわけですが、現在に至ってはその方も、もう現在いらっしゃらないような話もちょっとお聞きをいたしますが、いずれにしてもあそこはですね、冬季間というのは非常に陰でありますので、雪は解けない、非常に危険な状態のところですよ。特にあそこはひどいなと思っております。ですから、その分についてはですね、なかなか難しい面もあるでしょうが、その分についてはですね、早急にやっぱり両サイドのね、木をもう伐期も過ぎてるだろうと思うんで、手を打つ、打ったほうがいいんじゃないかと思っております。それから今の、それに関連してですね、今ずっと下って、今片側通行の工事をしてもらっていますよね。あそこは雪や木がかぶさるとるわけじゃないですが非常に注意度4ということで危険度もあります。これから先を考えたときには、一応やっぱり、この益田線をとってみると一応重要路線です。あそこがいくと、高速があるわけではないし、迂回路というものもございませぬのでね。そこもこれから先ですね、早急に手が打てるように、柴木分かれから明神あたりはですね、これから先、あそこをずっとですね、洞門ぐらいにするような計画をですね、するべきではないかなと、非常に

危険度が高いので、私は今思います。私たちの、3区から出ていただいておりますので、大臣に出ていますので、せっかくの私は機会ですので、事あるごとにそのことはお話ししてみようと思っておりますけれども、そしてあの線をですね、5か年計画いうのにはまだ載っていないわけですが、早急にもう5か年計画へ載せるような段階を踏んでいただいて、長期かかるということはもう既に分かっているわけですから、そこを手を打っていただきたい。今度、私たちの191の改良をしていただくのももう20年ぐらいいは、お願いをしてからかかっているわけですね。それが現在に至ってようやく進み始めたということで、昨年末にちょうど、大臣が、私たちの地域を通られる、機会がございましたので、ちょっと皆さんとお話を聞く機会がございました。その場で、191の予算をですね、しっかりつけていただきたいなというお願いもいたしましたら、もう既に、頭に入れていただいているようでございますので、これから先ですね、今の片側通行からの下りをですね、しっかりまたそういう手を打っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。重ねての御質問でございました。特に先ほど申し上げたように、まずはその個別の場所場所ですね、危険地帯がわかったところについては、個別に所有者の関係も含めて対応したいという話をさせていただきました。川手の川手地区の件も改めて今、お話をいただいたもんですから、議員御指摘のような対応ができるかどうかまた協議をさせて、しっかりと具体的に協議をさせていただきたいと思っております。それから、加えて柴木分かれから明神に向けての、長い距離ですね、川沿いということでやっぱり落石の関係も、大変危険性が高いということでございます。県の5か年計画のお話もいただきました。あわせて、考えさせていただければと思っております。ただ現状、掲載いただいている地区もまだ十分進んでいないということでございますので、まず掲載させていただいているところをしっかりと前へ進めさせていただくことが重要かなと思っております。加えてそれこそ今の斉藤国土交通大臣は、本当の地域のことをよく知っていただいております。先生方からも、整備計画のことも含めて、町としてどういうことについて要望しているかという話も伝えていただいているところでございますし、また改めて、今申し上げたとおり、斉藤国土交通大臣もですね、本当地域の課題についてはよくしていただいておりますので、そのことも含めてお願いをしていきたいというふうに思っております。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい。では、次の質問に参ります。通告2番目の、冬季期間の安心安全の暮らしの中の除雪について。極寒で除雪しても、すぐにまた積り何度も除雪を繰り返す日もありました。町内でも、積雪の少ないところでは想像出来ないと思います。特に、積雪の多い国道191号線柴木から北広島町境では、既定の時間より早くに除雪の対応がなされたことで、町民の方、往来客の方には安心でしたが、往来客の中には、知識のない方もおられ、大型車がいこいの村ひろしま、手前でのぼり切ることが出来ず、方向転換も出来ず、松原交差点まで、バックする、アクシデントがあり、交通が渋滞したこともありました。ここで、住民からの声、気付いたことを申し上げますので、次のシーズンに生かしてもらいたいと思います。除雪作業の方には、一刻も早く対応していただきますので、大量の雪を側面に押しつけます。国道から町道林道の出入口には、押付けをできるだけしないように配慮いただくこと。また、消防屯所前、防火水槽入り口については、団員もそれぞれに仕事の勤務があり、除雪車通過後すぐには対応出来ず、時間が経っての作業となり、有事を考えると、配慮が必要と思われまます。高齢者や弱者の方がおられますところの除雪に、全てに手を差し伸べてとは言いません。緊急時、病院、買物で、外出する際に、押しつけられた固い雪を除けることは容易ではありません。スコップも刺さりません。これは車庫の前だけでなく、国道から町道の入り口です。訪問介護、配食弁当等での家庭訪問に、高齢者の方は義理堅く、弱い体で除雪することが出来ず、隣の高齢者に依頼、これまた90歳近い高齢者が除雪機で対応されることも見ております。検証をして必要であれば対応すべきだと思います。今期のスキー客は芸北大佐、191、恐羅漢で、ほとんどが国道191号線の通行で、板ヶ谷のチェーンベースを過ぎると、チェーンの脱着スペースの場所がなく、トイレも恐羅漢までありません。松原交差点を過ぎ、上りになりますと、少し広いところを求めて脱着します。用足しも民家の裏側でされ、商売をされている方は近年、6年間営業妨害と怒っています。夏場でしたら、深入山グリーンシャワーやいこいの村ひろしまがあるため、その心配はないようですが。次に、高齢者の見守りについて、2017年、中国新聞に連載された記事で



す。「平見谷の挑戦、住民の家は点在し、介護サービスを提供してくれる事業所は遠く離れている。集落の中心部に、雪深い、冬季だけ移り住むことができる居住施設をつくったのだ。ここなら、孤立しない。サービスも受けやすくなり、地元でより長く暮らせるというわけだ。住み替えという柔軟な方法で、縁遠かった介護施設を、暮らしの場に近づけた。それも、住民が主体となって。平見谷の挑戦にヒントを得て、町はエリアごとのコンパクトシティー化を目指している。ひとり暮らしの高齢者が増え、キーパーソンが近くにいないケースも多い。地域の助け合いだけでは太刀打ち出来ない。限られた医療、介護資源をいかに効率よく効果的に活用していくか。どれだけ高齢者の側に近づけ、安心を提供するか。在宅重視の施策を推し進めるのであれば、超高齢社会に適応する町を再構築する必要がある。」とありました。コロナ禍でもあり、その後継続されているのか、現地を訪ねましたが、気配がありませんでした。状況を少しお聞かせをいただきたいと思ひますし、また、あんしん電話をつけたいと、ひとり暮らしの高齢者から相談を受け設置していただきました。町内での設置件数、また、どう生かされているのか、お聞かせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、雪かきの件も含めて含めてですね、お話をいただきました。除雪に関してはですね、また担当課長のほうからも話をさせていただきたいと思ひます。本当に町内の事業者さん、大変なお力添えをいただいでですね、何とか厳しい状況の中でも、町民の皆様のご生活のことも含めて対応いただいでいるところがございます。ただこれも以前の答弁でも話をさせていただきました。そうは言いながらも、町内でも、町内で請け負っていただける事業者さんもだんだん減ってきている、あるいは、事業者さんそのものもですね、オペレーターの確保が難しいという状況の中で、本當ぎりぎりの中で、今の除雪の体制を維持をいただいでいるところがございます。御指摘いただいた部分について改めて、事業者さんのほうにもお伝えをさせていただきたいと思ひますが、議員もお話をいただいたとおり、本當にぎりぎりの中でやっただいでいる分、どうしてもですね、対応が出来ない部分もござひます。そこはやはり、逆に言うと、町民の皆様にも御理解をいただかなければ、今の除雪の体制が組めないということもあるわけござひまして、そのことも御理解をいただきながら、改めて、我々としても、出来るだけの対応はさせていただきたいところござひます。また幾つかお話もいただきました。松原交差点からそれこそ、いこいの村に行くまで、あるいはそれから先もですね、なかなか、タイヤの脱着をできる、チェーンの脱着ができる場所がないということについても、私どもも、問題点としては感じているところござひまして、県のほうにもですね、あの区間内でどこか、スペースを確保することが出来ないかということをお願ひをさせていただいたこともござひます。なかなか難しい、これまた難しい話ではあります、検討するという答ひではありましたが、まだ具体的な回答は返っていないところござひます。この部分は引き続き、お願ひをさせていただければと思ひております。さらにコンパクトシティーの話についてもいただきました。平見谷の件については、また担当課長のほうからお話をさせていただければと思ひんですが、町全体としても、その考え方というのは引き続き、考えていくべきではないかと思ひております。ただ、コンパクトシティーによって、ある意味、便利のところへ皆さん移動していただくと、それ究極的にはですね、田舎に住むよりは町に住んだほうがいいと、安芸太田町そのものが、じゃあもしかしたら広島市に行ったほうがいいんじゃないかみたいなことに、つながりかねない議論かなあということも感じております。やはりこの地域にはこの地域の良さがあって、その良さと、ある意味、何と云うんでしょうか、不便さ等をそれぞれ皆さん、天秤にかけていただきながら、それでもこう地域がいいということ、住んでいただいでいる、それは、この安芸太田町内でも、戸河内のこの町中がいいという方もあれば、いやそうじゃないと。もっと周辺部でもですね、本當に住みやすいところがあるんだと。そういうところに住みたいんだということをお考えたらっしゃる方もたくさんおられるわけで、行政効率という意味では、繰り返しになります、コンパクトシティー化のほうをお考えるべきではないかと思ひながらも、それとは別に、周辺部でもできるだけ住んでいただけるような、そういう支援というのもしゃべり、行政としては考える必要がある。ただ、そうしますと、最後は、やはり行政コストの負担増の問題にもつながりますもんですから、これも本當バランスをお考えながらということ、大変難しい中で日々迷いながら対応させていただいているところござひます。両方のことをお考えながら、進めていくということでも、議員のほうからも、そのときそのときで、いろいろな御指摘なりアドバイスなりをいただきながら、対応させていただきたいと思ひております。補足についてはまた担当課長のほうからお話をさせていただきたいと思ひます。

○中本正廣議長

はい、武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。建設課のほうから除雪の対応と、先ほど質問いただきました内容について答弁をさせていただきたいと思います。今年度の除雪は、全体で町道の方におきましては、17業者の方と契約を行っております。除雪計画に基づきまして、除雪を行っておりますが、基準といたしましては、積雪が15センチ以上、また通行に支障を来すことが予想される場合、作業開始となっております。時間につきましては、原則8時から夕方5時となっておりますが、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、想定以上の早い時間に出動していただいているという作業を行っていただいているところです。また、休日、閉庁日の対応ですけど、こちらにつきましても、宿直から担当者に連絡が入り、その情報を、業者と連携して対応しているところでございます。また大雪など警報が出た際とかですね、非常事態でございます。そちらについては、総務課危機管理室と、各支所との連携を図りながら、待機などする対応してるところです。先ほど質問いただきました、林道、町道、例えば屯所、防火水槽の出入口などの除雪の押付けでございますけど、こちらにつきまして地元の方とちょっと話をさせていただきながら、それがまた可能かどうか、除雪する業者とも話をさせていただきながら、対応が可能かどうか検討させていただきたいと思っております。建設課から以上です。

○中本正廣議長

はい。伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは議員のほうから御質問のありました、平見谷地域にあります、サポートセンター、それと、あんしん電話の現状等について、回答のほうをさせていただきます。平見谷のサポートセンター支援ハウスですけれども、これ平成の26年に、当時のですね、過疎地域等自立活性化促進交付金事業というものを活用されて、集会所をですね、中にキッチンとか、お風呂それから寝るところも含めて改造して、そこで、冬季間、生活が少しでもできるようにということで、集会所を改造されてつくられたものでございます。本日地域の民生委員さんの方にはですね、今の現状等についてお尋ねしたんですけども、この冬は対象となられる方が2世帯ほどいらっしゃったんですが、御家族と御相談の上で、今年度については、この冬は利用なされなかったということでございました。これまでは、御質問にもありましたように、そこを利用してですね、冬季間、一緒に生活をなさったということも、実績あるんですけども、今年の冬に関してはそれがなかったということでございます。ただ、ただ集会所ずっと空けとく、空けたままにしておくということではなくて、地域で行われますサロン活動でありましたり、また広島市の子どもさんたちを招いてですね、そこで、交流事業というものを進められているということです。この3月29、失礼しました。3月19日にも、広島市の小学生の子どもさんが、そちらで収穫研修等をなさる、そのため今準備をしてるとこだというふうなお話も伺ったところでございます。なおこの、平見谷におきましてもサポートセンター、先ほどございましたそのコンパクトシティという考え方、ある意味、本町においては、少数点在でなかなかそのサービスを提供するにも、時間がかかる、1か所行ってもまた次に行くためには手段というかそこまで行くものにまだ時間がかかってサービスがなかなか提供出来ない、提供できる時間が短いようなこともあって、少しでも寄り添っていただき、そこに、サービスを提供することによって、集中的にサービスを受けれる、または、事業者のほうからも、そこに行けば、複数名の方のサービスを提供できるというような考え方の中から、コンパクトシティの観点というかそういうところで、こういった寄り添った集まるような場所、あるいはその今回平見谷にございましたような、集会所を改造されてそこで少しでも、生活していただく場所を提供をするというような考え方の中から、多分コンパクトシティの考え方、観点がされているんだというふうに私は思っております。なおこういった考え方は、町内におきます、その生活支援ハウス、ある意味そのふれあいでもございましたり、ひまわりでもございましたり、そういったところにもつながるものだというふうに思っております。続いてあんしん電話のほうでございますけども、こちらは見守り事業の一つとして、現在、本町においても行っておりますが、現在のところですね、82台の台数を設置しております。また、令和2年度からはですね、定期的な安否確認の電話を行うほか、インターネットの回線を利用してですね、見守りサービス、これ、例えで申しますと、テレビの電源がつけっ放しのときに、緊急度の有無を判断するために、サポートセンターのほうから、協力員さんのほうに、あんしん電話を設置している御家庭のところに、見に行ってもらえないかというような連絡をとったりとか、緊急で搬送された後のときに、あと民生委員さんのほうに、地域担当の民生委員さんのところにサポートセンターのほうから連絡をするとかいうようなことを続ける中で、利

用者の負担軽減につながっているという事業でございます。ちなみにですけれども、令和3年度においてはですね、そういった緊急電話、逆に通報があったのが、1月末までで111件、実際にそれから緊急搬送につながったケースが5件、ということで、今のところ対応しているような状況でございます。このあんしん電話については、ずっと、令和元年以前まではですね、それこそ、年に1回か2回、定期的、定期ではなくて、確認電話をするぐらいのことでしたけれども、令和2年度以降、事業者を変えて、それこそ月に1回、定期的な、本人さんの安否確認等も含め、あんしん電話サポートセンターのほうから見守り活動もあわせて行っているというような事業でございます。現状については以上です。

○中本正廣議長

齊藤議員。

○齊藤マユミ議員

はい。今最初に、除雪の件をお話ししましたが、どういうんですかね、国道の場合はやっぱり、あれでしょう、土木のほうの関係であります、例えば支線に入る場合は町の、どう言ったらいいんですかね、すみ分けがあるんじゃないかと思うので、国道、県道除けられる方に言うこともなかなか難しいのかな、そこらもあると思うんですが。例えばね、ひどい、固い雪だったら、実際私が直面しているからこれ言えることなんですけども、少ないようでも押しつけた場合はですね、ものすごく固いんですよ、歯が立たない、スコップでも。除けてあげよう、出られるのに困るから除けてあげようと思ってスコップでやってみたんですが、固くて固くていかないんですよ。だから、それ全部とは言いませんが、そういう類いの方を、いらっしゃることを検証してですね、私は私なりに思うんですが、あそこにちょっと、気持ちだけの黄色い旗でも立ててね、少しでも気持ちだけでもこう寄せてあげないような方法をとるといようなことも、考えられないこともないと思いますし、実際町道から国道へ出ようと思ったら実際のことがあったんです。だから私が手をかけたんですが出来なかった。これが、高齢者が外へ病院行こうか、緊急があったときにこれ大変困るなあというのは、特に気がつきましたし、そこらのとこをですね、やっぱり地域の、地元の住民、民生委員さんなり、今地域支援員さんというの今期拡充されるようですから、そういったところでやっぱり、対象になれる方のところはですね、特に配慮ができるような方法をとっていただきたいなと思います。そして今、あんしん電話のことですけれども、今82台町内にあるということで、連絡も随時とれてるから、そういう緊急時も、搬送が出来たといようなことも今お聞きをいたしました、ただ月に500円ですか、設置をされて、かかってくるからありがたいようなものですが料金的にね。高齢者ですから、ちょっと500円でも高いかななんて、思いながら、だからそれは取りようではございますけど、ただ高齢者になりますと、耳がね、遠くて聞こえないんじゃないかという心配もされるんです。そこらもやっぱりね、電話もあんしん電話も、大事ではありますがやっぱり、できるだけこう対面しての意思の疎通ができるような方法をね、やっぱり地域で全体の皆さんと、皆さんが協力できるような体制をね、今後つくれたらいいなというふうに思います。ちょっとこれ今年のですね、集落支援事業というのが平成27年から導入されて、加計地区、筒賀地区、戸河内地区に各1人配置され、基幹地域から離れた周辺地、高齢化の高い集落や、人口の少ない集落を中心に、点検と、見守りを通じた支援活動が始まりました。令和4年予算の概要で、周辺集落においては、集落内での支え合いに対する支援が引き続き必要とされる現状を踏まえ、集落支援員の配置を継続します。また、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止等にも重点を置き、必要な人に必要なサービスが提供できるまちづくりを進めるとあります。地域別では、加計が空谷、杉の泊、戸河内が那須、打梨、川手、梶ノ木、板ヶ谷、横川、小坂、寺領、上田吹、平見谷、そして筒賀が坂原、布原、大井、井仁、東区で、高齢化の高い集落や人口の少ない集落を基準にされているようですが、近年、コロナ禍の中で、近隣との関係も希薄が見られる中、柴木、猪山や松原、他にもあるかもしれませんが、高齢者の孤立化が心配されます。この地域は該当はしないのでしょうか。地元住民、民生委員、集落支援員と、一体となって一緒に見守り活動ができる体制をこれから整えるべきではないかと思いますが、見解をお聞かせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、高齢者の見守りの観点から、いろんな御質問をいただいております。確かにこれはほかの議員さんにもお話をしたとおりでございます。コロナ禍です、特に活動の、活動というか、外出の自粛も続いておりますもんですから、特に高齢者については運動不足の観点です、病状がさらに悪化をしたり、あるいは人と会話が来ない、特にひとり暮らしの皆さんについてはですね、外でなかなか他人と



しゃべる機会が少ないということもあって、ストレスを感じておられる方もたくさんおられるのではないかと  
いうふうに思っております。そういった意味で改めて高齢者の見守り活動というのは大変重要だということ  
でございます。現状、民生委員さんを中心に行っていただいていると思っておりますが、ただ、それだけでは  
なかなか手が足りない、あるいはもっと頻度を高めるとということもあって、集落支援員の必要性ですとか、  
いうことを改めて考えているところでございます。ただ一つ、特に今回というか今年はですね、やはりお伺  
いはするんですが、対面でのというのはやっぱり、コロナのことを考えるとなかなか難しいこともあって、現  
地には行くんですけども、インターホン越しでの会話ですとか、あるいは、屋外で屋外のほうから声をか  
けさせていただくというような活動がどうしても強いられているところがございました。その上で来年度改  
めて集落支援員もしっかりと確保させていただき、対応させていただきたいと思っておりますが、今年度もですね、  
引き続きお願いはしたいと思っておりますが、一つやはり、諸々の事情の中で辞められる中で、やはり後  
任の方をどうしてもなかなか見つけることが出来なかったということが一つ。それからもう一つは、この集  
落支援員も何年か続けさせていただきましたが、改めてその集落支援員の形態でいいのかどうかというか  
ですね。いうことも実はちょっと今年、いろいろと、役場の中では検討させていただいております。という  
のが、集落支援員もいろんな役割がある、あるいは地域、地域で仕事が違うようでございますが、高齢者の  
見守りという意味では既に、民生委員の方をお願いをしているところの中で、さらにその集落支援員を確保し、  
お願いをするときに、どういうその仕事の役割分担といいますか、あるいは、中には地域の自治会の事務局  
的なものをするところで、逆にとどまってしまうてりとか、何というんでしょうか、ある意味、本来、地  
域の皆さんでやっていただかなければならない部分を、出来ないからしょうがない部分あるんですが、肩代  
わりをして、それで果たして、集落支援ということでのいいのかどうか、そういった意味で、我々なりに、集  
落支援員の役割そのものも、少し見直しをする、この一年かけてですね、いうところも実はございました。  
ただ現状として、本当に民生委員の方だけに、見守り活動を行っていただくというのは大変負担だとい  
うことも改めて感じておりますし、十分なその見直しが出来てるわけではないんですが、そうは言いながらも  
現状、特にコロナ禍で、高齢者、先ほどから申し上げるように、ストレスの件もあってですね、身体を弱  
らせていらっしゃる方もおられるという思いで、何とか見つけにくいところではありますが、来年度、集落支  
援員を確保して、これまで続けてきた業務をまずは、進めていきたいということで、取り組んでるところで、  
取り組もうとしているところでございます。当然集落支援員の担当地域についてもですね、固定というわけ  
ではなく、今後、見直しもかけていかなければならないと思っておりますが、現状、繰り返しになりますが、  
現状の3人という枠さえ実は埋め切れてない部分がございます。そういったところも、比較しながらですね、  
できるだけ対応していきたいと思っております。またもう一つ、地域の見守りという意味では、  
民生委員さん、集落支援員のみならずですね、最近で言うと民間の事業者さんにも御協力をお願いしている  
ところでございまして、郵便局、その他諸々、地域を回りながら仕事をされていらっしゃる方がたくさんおら  
れて、その方々にも、例えば、住宅訪問するときに声掛けをしていただいたりとか、あるいは声掛けまでは  
いかないけれども、住宅のほう見ていただいて、例えば電気がつけっ放しであるとかですね、洗濯物が  
干しっ放しとか、そういうちょっとした異変があれば、それ役場のほうに連絡をいただいて、それを踏まえ  
て、役場のほうでまた対応させていただくというような取組みもさせていただいております。これはもう、  
平成25年度から、郵便局さんと協定を結んだのを皮切りに、これまでに新広島ヤクルト販売株式会社様、そ  
れから、JA広島市の農協の各支店様、それから広島銀行、ヤマト運輸、生協ひろしま、クインプロ、西部  
環境、西部パブリック、そういった事業者さんとは、協定を結んで御協力をいただいておりますし、また配  
食サービスのほうでもですね、できるだけそういった状況、なかなか対面難しいという話はしましたが、お  
弁当渡すときもできるだけ面会をして、話をしながら、対応いただくようお願いをさせていただいている  
ところでございます。現状、こういった取組をさせていただいておりますが、改めて、引き続き、改良でき  
るところは改良させていただきながら、孤立した方が安心して暮らしていただけるようにあるいは安否確認  
できるようにですね、対応していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

齊藤議員。

○齊藤マユミ議員

先ほど、あんしん電話の話をしたんですけども、先日私たちの地域でですね、私も、見守りの一部を担  
っているわけですが、新聞がたまるし、郵便がたまるし、さてどうしたことかなと。ひとり暮らしですので、  
声を掛けるのをちょっとためらったわけで、いつもお世話をやかれる方のほうへ尋ねていきましたら、あれ

は入院しとるらしいよということで、えーと言いましたら、全然連絡はなかったんだと。おかしいですねというたら、いやああれはもう大変じゃけえ連絡のうてもいいよなことでもあったんですが、ちょっとやっぱり心配なもんですから、これは地元の民生委員さん御存じだろうかと思ひまして、民生委員に確認をとりましたら、事実、入院はしてらっしゃると。だけど、直接聞いたんじゃないよと、あんしん電話のどっか設置者か何かのどこから、サポートセンターっていうんですか、そういうところから連絡があったようで、全然周りの人もね、何にも知らないような状況なんです。こういうところがプライバシーの関係もあるかもしれませんが。いろんな状況もあるかもしれませんが、やっぱりこういうところをサポートセンターから連絡が来るいうんで、サポートセンターというのはどういふところから来るんですか、ちょっとこれだけ質問ちょっとさせてください。周南市、山口県ですか、が本社なんですか、（議長）一般質問ですから、きちっと。）失礼します。業者さんをお願いされるから月に500円とかいうこともあるんでしょうが、どうなんですかね、社協か何かでですね、やっぱり声を掛けやっぱり親しみがあるから、いいよな気もしますし、ちょっとやっぱり民生委員さんもなんかね【5字削除】のようなことでした。そういうところから電話があって、入院されてきてますよということで、関係者のほうから全然何もないし本人さんからも何もなかったということで、改めてよそからの情報を聞くと、入院されてるの、また恐らく町内だろうと思って見たら、広島市内のほうに入院されてるということで、非常にね、やっぱり周りも分からなかったような状況、こういうこともありますので、出来うればやっぱり先ほど申し上げましたような、支援員さんも含めたり地元を含めたり民生委員も含めたり、いろんなところからね、やっぱりサポートができるような体制をやはりこれから整えていくべきじゃないかと思ひます。大変失礼いたしました。

じゃ、時間がないので、最後の太田川や町内河川の水質調査について、平成29年度の水質調査の問いかげに、三段峡のみならず、太田川流域の河川の、環境状況をまず把握する事業を進めたいとあります。その後の状況は何年か経っておりますが、進捗状況をちょっとお聞きしたいと思います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。平成29年度の一般質問の水質調査に対しまして、その後の河川状況把握作業について質問いただきました。こちら、現在ですね中国地方整備局、太田川河川事務所のほうと連携を図ることといたしております。河川内の状況を把握すべく、毎年、意見交換会を実施してございます。この中で町より河川事務所のほうへ、樹木の撤去や堆積土砂の撤去、また、河川環境の保全に対する全般の要望を実施しております。今年度は、コロナの関係もありましてwebで実施しております。その要望の結果といたしまして、全体の箇所を挙げさせていただきますと、上殿のさくら公園、坪野地区の水羽の地区、あと加計の月ヶ瀬温泉、戸河内小学校の下流など14箇所におきまして樹木の撤去や、樹木が今後繁茂しないような対策を行っていただいております。また町におきましても、町の管理する河川、地元の要望や、町の基準を基に、筒賀の三谷川、田吹川、安野の三谷川、西調子の本谷川、杉の泊の月の子原谷川、上殿の青ヶ迫川支川、こちらのほうにおきまして、樹木の撤去や浚渫の工事を実施しております。また、太田川の水質につきまして、前回の回答でもございましたけど、町内8か所におきまして、太田川河川事務所、広島県環境部局によりまして、月1回の水質検査を実施しております。こちらのほうは、ホームページでも公表されているところです。これらの結果は、いずれも基準値以内の範囲であります。議員の質問をされる平成29年の一般質問での回答、太田川流域河川の環境状況を把握する作業を進めたい。つきましては、この回答をきっかけに、毎年実施しております。こちらの太田川河川事務所の意見交換会により、各種の要望を行い実施して、実施につながっております。今後も、町においても、河川環境の管理のため、各種事業を実施してまいりたいと思っております。現在までの進捗状況であります。以上です。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

水質調査なんですけれども、これは建設省と国土省とで、あれでしょうけど、これはやっぱり、官民一体でですね、どっかの学校とですね連携していろんな行事も調査をやったりというようなこともやっていくべきではないかなと思ひます。今水質が何ヵ所かということではありましたが、やっぱり以前ですね、水量のある、きれいな水でね、魚がすんで、溪流釣りが楽しめるようなね、きれいな川にして、広島市の命の水の源流でございますから、安芸太田の水はきれいですよとアピールできるようなですね。そして、広島市

民の奥座敷としてですね、多くの方をお迎えしたいと思います。今私が将来的にこういろんな思いを描いとるところですけども、昔はですね私たちの子どもたちもですが、溪流釣りがね、魚がすごくて、楽しんでいたんです。今は全然そういう、ヤマメの解禁も最近ごく最近ありましたが、非常に少ないですね、来て釣ってらっしゃる方が。やはりやっぱり川があまりきれいではないのかなという思いもいたします。私が今思いますのに、先ほど川手から、下り明神までをトンネルにしていく、壁にしてくださいという話もしましたが、そこらもですね、道路の上へ被せるのと同時にですね、歩道がございません、あそこにはね。川沿にちょっと管、下がったところへ歩道を横へつけて、あの川がですね、散策できるような、今、あそこの川の上流では、蛍がですね、柴木では非常に蛍が多いという、そして今それを川手からずっと板ヶ谷のほうへ上がりますと、きれいな水が出ています。上には何もございません。そこらをですね、もっと、きれいにさせていただいて、溪流釣りを楽しめる、横川の恐羅漢より上はですね、上流は、またそういうものがございませんし、水量が多いですし、きれいですから、やはり釣りの方がもっとね、山の釣りを求めてこられるような、安芸太田であってほしいと思います。以上でございます。以上終わります。

○中本正廣議長

以上で斉藤議員の一般質問を終わりますが、発言の中で不適当な発言があったように思われますので、後刻、記録を調査の上、処置をいたします。しばらく休憩といたします。

( 休憩 午前10時58分 )

( 再開 午前11時 5分 )

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。はい、4番、小島俊二議員。

○小島俊二議員

はい、一般質問、4番、小島でございます。よろしくお願ひいたします。最近この世紀に起こるのかというような、ロシアのウクライナ侵攻、全く信じられない。それを世界が見とくしかない。それも、脅すと脅されるという状況で全く機能したいことが、不思議に思っているところで我々何かできるのかという疑問があるところです。それと最近ちょっと頭のきれが悪くなりまして、あんまりいい質問が出来ないかもしれませんのでよろしくお願ひしたいと思います。もう少し切れのよかったです、やっぱし引退しまして、再度登板で相当きれが悪くなっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。今日3点ほどよろしくお願ひします。まず1点目は水道事業の統合についてでございます。数年前から水道事業の統合の話が県内で持ち上がり、現在ほぼ体制が固まって、県内で、広島市、呉市、尾道市、福山市、大竹市、海田町の6市町が、当面不参加という表明をされております。残り15市町で体制をしておるんですが、やはり広島、安芸太田町の近隣である広島市不参加というのは非常に大きな課題ではないかと思っております。そこで、まずお聞きします。水道事業の統合か否かの方針決定の時期について、いつ頃を予定されておりますか、現状においての、町長の政治家として、勘として、統合に行くべきか、行かざるべきか、今なのかというところをお聞きしたいと思います。2点目が仮に統合した場合の、現地事務所を置くようですが、そこへの現地事務所への職員配置の状況と、本部のほうへも職員の派遣をすべきと体制となるのか、トータルで何名ぐらいになるのかをお聞きします。3点目が、町内の水道普及率約75%というふう聞いておりますが、残り25%、主には安野、修道、杉の泊方面が、地元水道で残っております。統合後この地元水道の取扱いについてはどうなるのかということについて3点ほどお聞きします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて小島議員より、水道事業の件について御質問いただきました。今月号の広報にもちょっと書かせていただきましたけれども、目下、私自身もですね大変頭を悩ましてる大きな課題の一つでございます。逆にこういう機会でご質問いただき、大変ありがたいというふうに思っております。水道事業の統合の、まずは時期についての御質問いただきました。現在御指摘のように、県のほうが、水道事業の統合について音頭をとっていただいて、議論をさせていただいてると。令和3年の4月にですね、具体的に、その統合の中身を考えるに当たって、まずは準備協議会をつくって、その中で議論をしようという、そういう状況に今なっております。その準備協議会に参加をしたのが、15市町ということで、どちらかという、海沿いの大きな市町さんは入らないという判断をされたわけでございますが、残りの市町、特に県北の小さな

市町が中心になって集まっているのが今の現状でございます。その上で、時期について現在ですね、令和4年11月に水道企業団を設立をし、令和5年4月、事業開始に向けて準備を進めてるもんですから、そういうことから逆算をすると、この夏には、最終的に、この企業団に参加するか否かを判断しなければならないという状況でございます。その上で現状の方針でございますが、広報のほうにも書いており私自身もまだ判断が正直つきかねてるのが現状でございます。水道事業の問題については、かねてからお話をしとるように、そもそも人が減っていく中で、給水する量そのものも減っていくわけですから、それに伴って収入も減っていくことが予想されております。加えて、施設の老朽化、本町でもですね、もうかなり古い施設も出てきておりまして、順次更新をしてるところでございますが、これからが更新の本番ということで、かなりこの更新費用が増えていく。加えて、私自身一番課題だと思っておりますのが、事業を支える、この人材の点ですね。本町の職員が今担当しておりますけれども、技術系の職員が1人もいないという状況でございます。ただこれは本町でいえば水道事業に限らず、ほかの分野でも、技術職員は確保出来ない中で、本町のみならず、周辺の市町村でも同じように、技術者が確保出来ない、やっぱり技術者そのものが不足している上に、やはり技術者のほうもですね、状況、条件がいいところ、あるいは、大きなところにやっぱり集まってしまうと、最近では県のほうでも、技術者の確保が難しいという状況でございますので、現状、特にこれから、技術革新なんかも考えられる中でですね、それに対応できる職員を本町だけではやっぱりどうしても確保出来ないという点が、この水道事業に関わる大きな問題でございます。諸々考えると、正直、今の体制のまま、本町の職員だけで対応するというのはもうほぼ不可能だという点については、私自身も、感じてるところでございます。だからこそ、県のほうで統合して、一つの大きな組織になって対応しようという音頭取りをしていただいておりますが、いうところでございますが、企業団の中にも実際に参画をして、話の中身具体的な中身についても、今の、るるお話を聞く場合によって、問題点があるところについては、我々なりに、企業団のほうで問題提起をし、一定の部分については、本町の懸念事項についても、対応いただいているというのが状況でございます。例えば、統合したときに、今の簡易水道事業のほうがですね、国からの補助率が高い分野もございました。そういった意味で、普通に統合するとですね、町の負担そのものは実は増えるという状況もあったんですが、これについては県のほうで、例えば国と相談をさせていただいて、何とか今までと同じぐらいの補助金を使えるような利率にして、同じぐらいのものが使えるような状況に変えていただいたりとか、あるいは後でも御説明をしますけれども、簡易水道以外の地域水道の部分についても、ある程度の支援をやっていただけたらとか、そういった部分については諸々、改善をさせていただいているところでございます。そういった意味では、現状、統合すれば当然組織も大きくなりますので、人材も、その中で技術系職員の確保が出来て、そのローテーションの中に入ることができるんじゃないかと、さらに、正直、経営的にはあまり楽なところばかりではないんですが、それでも、組織そのものが大きくなれば、経営基盤そのものも、安定するのではないかと考えております。また、本町特に冬場なんかは、漏水なんかも出てですね、大変な状況がありますが、それも、現有の職員だけではなくて、例えば水道の破裂があまり見込まれない沿岸部の市町村さんから、そういう緊急時の対応についてもフォローしていただけたらとかいったこともあってですね、そういう意味で、統合についても一定のメリット、あるいは正直、安定するのは、間違いないかなあという感触を得ているところでございます。その上で、あと議員御指摘の政治家の勘というところあれなんです、私自身懸念をしておりますのは、そうは言っても、統合することによって失われる部分もやっぱりあるのではないかと。特に私が一番感じておりますのは、昨日の末田議員の御指摘にもありました。特にやっぱり広島市、一番連携をしていかなければならない、相手方である広島市が、この統合に入っていないということでございます。広島市は、今の状態だけでもですね、この水道企業団、統合してる企業団よりも、組織も、あるいは規模も大きいのが現状でございます。県内でも一番、そのこともあってですね、水道料金安いところでございますが、そこが入らないと、統合しなくても十分やっていけるし、統合すればむしろ、ほかの市町の経済的な負担を背負って、場合によっては料金を上げなければならないということをご心配されてるんだと思っておりますが、そういうこともあって、入ってこられないということでございます。そういった意味で広島市さんが入らないことによるデメリットが、特に本町は大きいんじゃないかと。今じゃ具体的に何かあるかと言われるとないんですが、特に本町、上流と下流という関係でいうと、おんなじ水を飲む方々を対象にですね、より、これまで出来てなかったような連携を、この上流と下流同じ水を飲む仲間として、連携を深めていく必要があるんじゃないかと、本当末田議員から御指摘いただいたとおりでございます。これまで以上の連携を図っていこうと思ったときに、水道、最もその上流と下流の結びつきの強い水道事業を手放すことによるデメリット、というのは私なりに心配をしているところでございまして、そ



の点については、実は、政治家の課題、勘と言えば大げさかもしれませんが、手放すことに躊躇を感じているのが正直なところでございます。その場合にはどうするのかという点については、今現在、広島市さんと協議をさせていただいておりますが、例えば、専門的な技術系の職員さんを広島市さんのほうから派遣をいただいた上で、現行の職員とうまく連携をさせてもらいながら、例えば仕事を進めることは出来ないかといったようなことも実は考えているところでございます。そういう諸々の状況があるものですから、私としては、現時点で結論を得ているのではなく、むしろこの状況の中で、町民の皆さん、あるいは、この後、お時間いただければ、特別委員会の中でもですね、より詳細に状況を説明させていただいて、議員の皆様様の率直な御意見を伺わせていただければなどという思いでいるところでございます。またつけ加えて申し上げますと、今後の水道事業の統合化あるいはどこかの力をお借りしながらの単独経営か、どちらかを選択しなければならぬわけですが、その場合においても、現行の水道料金、これは統合しようとしている企業団の中では、割と低いほうの水道料金になっておりますが、これについても見直しをやはりしていかなければ、どちらにしてもですね、していかなければならない時期に来ているとも思っております。少し長くなりましたが、そういったことも踏まえながら、最終的には、夏と申しましたが、私としてはおそらく6月の議会までには、一定の目途を立てて、皆さんに、議会の場で御提案をするべきタイミングなのかなというふうに思いながら、取組を進めているところでございます。すいません長くなりましたが、続いて、職員の体制についての御指摘をいただきました。正直、職員の体制配置については、具体的な数字についてはですね、今、調整を図っているところです。ただ一応水道企業団の考え方としては、本部に、組織として本部を立てるということが一つと、それとは別に、今の、市町村ごとに一つ、事務所をそれぞれ設けるというふうに聞いております。当面はどうか、企業団がつくられた当面はですね、今の現行のそれぞれの市町の事業を基本的には、その支部が、事務所がそれぞれ引き継ぐということを考えておられるようです。その上で、総務的な業務、財務業務というのは本部で担当すると。あるいは、各支部でそれぞれ担当する、各支部ごとの工事については、各事務所ごとに担当するんですが、それも、できる限り本部のほうでバックアップしていただくということと、例えばその事務所が建てられた場合には、水道企業団安芸太田事務所というのが恐らくは、役場内に設置をされて、今、うちでいうと建設課の一部にですね、机を置いて、現行の水道事業をやっておる職員相当の人数が、恐らくその名前が変わると、というようなイメージかと思っております。現状ではですね、本部に派遣をするというのは正直なかなか本町としては難しいのではないかと思っておりますが、今の事務所で引き続き、給水契約の受け付けや水道料金の収納などの営業業務、それから施設管路等の運転監視保全業務というのを、その事務所が担うというイメージでございます。ただし、現状、本町の水道事業担当者は、基本的には上下水道両方担当しておるものですから、その職員が、上水だけ担当するということになるので、今、調整中ではありますが、一時的にせよ、上水だけの職員の、上水だけの企業団職員とは別に、下水担当の職員は、本庁が自分たちで用意しなければならないということでございますので、短期的には、増員になる可能性が高いのではないかとこのように思っております。なお、支所のほうでもですね、上水事業業務やっております。特に窓口業務などもやっておりますが、その点については、今の事務所とは別に、町が、企業団のほうから事務委託を受けることによって、各支所の業務は引き続き続くというようなイメージを持っているところでございます。最後、地元水道の取扱いについてもお話をいただきました。先ほどもお話をしたとおりでございます。基本的にはですね水道企業団というのは、構成団体が経営する水道事業、それから水道用水供給事業及び工業用水事業を移管するというところでございますので、地域で運営していただいている地域の水道地元水道は、引継ぎの対象にはなっておりません。そういうことでございますので、町はこの地元水道についてはですね、生活用水取水施設整備事業ということで、財政支援を行うほか、断水時等の緊急時の場合の支援ですね、応急給水等の支援を行っています。その部分については引き続き町が担うということになっております。ただ先ほども申し上げたように、企業団としてもですね、緊急時には何がしかの支援ができるような体制はとっていきたいということについては、表明をいただいているところでございます。以上が御質問の中身でございます。ぜひこれ引き続き、議会とも、協議をさせていただきながら、町にとって一番ふさわしい在り方というのを短い期間であります、模索をしていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、町長が言われるように、やはり広島市が入らない連合というのは安芸太田町にとって、非常に困難を極めるだろう。県内一水道についても、広島市、尾道市、呉市、福山市が入らんということになると、職員

の配置が相当苦勞するのではないかと。いうふうに思っているとでございます。庁内で係長以上のプロジェクトを実施されとるようですが、プロジェクトの中でもやはり統合すべきではないのではないかとという意見は出ないんですかね、課長レベルでもそう。やはり未普及、要は地元水道も含めて、未来永劫、安芸太田町の一番のインフラである水を守っていこうとすれば、水道事業だけを統一して本部から離れた安芸太田町で運営していくというのは僕は、どっかで無理が生じてくるというふうに思います。確かに職員はいないですが、過去からもそんなにいなかったわけで、今から、専門職、困難ですが雇うなりして育てていくという選択肢もあるのではないかとというふうに、思っているところでございます。流れでしたら、統合というのは流れていきますのでなかなか異論が外せない。要は合併にしてもそうです。要は合併に向けて行政は進んでまいりました。しかし全国で合併しない宣言をして、合併しない町もございました。当時は、合併しないととも財政をやっていけないよという選択肢でおりましたが、今現在合併しない市町でも交付税を受けて生き残っております。そういったことが僕は水道でも起こるのではないかと。十分危惧してるところでございます。今は広報見ても職員も悩んでおられるでしょうが、町長が1人で悩みよるんじゃないかと思えます。水道統合について。やはり、他の職員も、流れに乗るんじゃないしに自分事として果たして安芸太田町のためにいいのか悪いのかいうのを、もう少し、本気で考えてみたら違う選択肢もあるんじゃないかと思えます。事務に乗ってしまえばやはり、役人っていうのは役人で流されていきますんで、そっから上がやっぱり政治家の判断だろうと思えます。市へ現在消防事務を委託しておりますが、もともと事務レベルでは北広島町と、統合だということではぼぼ決まっております。しかし、政治家の一言で、広島市への委託が急遽決まったという状況あります。今にして思えば、北広が悪いんじゃないですが広島市の委託を受けて正解だったろうというふうに思うところでございます。水道についても、広島市、これ協議が必要ですが、広島市の消防事務所のようなものを広島市にこっちにつくって、連携都市圏の中で取り入れてしまうというようなこともありうるのではないかと思います。そういった意味ではやっぱり町長なり、議員なりの政治的活動、今は、広島市の議長が佐々木壽吉市議会議員であるというようなこともありますんで、そういった表立っては出来ないにしてもそういった交渉をしていくべきだろうと思えます。恐らく周辺市町で連合をつくって、その中で、安芸太田町は、多分、埋没してしまう市町になってしまうのではないかと、非常に危惧しております。地元水道につきましても、支援はしていきますと言いますが、事業団にもう入れないということが明確になっておりますので、支援はするけど。要は、地元水道も今維持が出来なくなってきました。そうすると、生きるために最も必要な水というインフラが行き渡らない町民が出てくるのではないかと考えております。で、小さい簡易水道が集まっておりますんでそういった部分についても、十分に、手が届かない簡易水道になってくるのではないかと、いうふうに思います。まだ、そうは言っても自前のほうで、小さく、実施していく手もあるのではないかと思います。しかしながら国の施策があつて、統合しない水道については大きくデメリット、不利益が被るんであれば、また、そういう考え方も必要ですが、現状で国で統合しない水道については、何か大きなデメリットがあるかどうかを、お聞きさせていただきたい。【213字削除】これは、職員の身分としても、新たな自治を庁舎内部に入れると一緒になんです。そういったことを職員本気で考えて、今後の体制を考えていかないと、2体制が町の職員の中に入ってくると、いうことは大きな職員にとっても課題ですので、もう一度政治的な考え方いう分を町長へと、職員の派遣の在り方いうかその交代もあり得るのか、この2点についてお聞きします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続けて御質問いただきました。改めて過去の経緯も含めてですね大変示唆に富む、御意見、御質問いただいたというふうに思っております。そうですね、改めて、私だけでは当然、悩んでるわけではなく、職員も含めて、今協議をしているところでございます。ただ現場の意見だけ先に言わせていただくと、やはり残念ながらですね、現状はやっぱり、技術系職員がいないことも含めて十分な対応が果たしてできてるのかどうかというのは、職員自身も実は大変悩んでおまして、当然目先の仕事といいますか、今の水道何とか維持していくというところでは、頑張ってもらってるんですが、それを、それを超えて、将来的にどういう、システムを入れていくべきなのか、技術系の革新も含めてですね、取組というのが果たして十分出来るのかというと、職員自身も実は、必ずしも十分対応出来てないという忸怩たる思いを持つ中で、現状の体制を維持するわけにはいかないという危機感がそれこそある中でですね、今回の水道事業、統合についても、そういう点では間違いなくメリットがあるというふうに感じているところではございます。ただその上で、

先ほどから申し上げているようなことも当然、心配をしている状況でございます。引き続き、議論なり、あるいは、繰り返しになりますが、皆様の御意見もいただきたいと思っております。その上で、職員の配置についてですね、についてですが基本、企業団としてはお話をいただいたとおり、たちまち、企業団設立のときは全ての職員が派遣ということになりますが、自前でプロパー職員を雇いつつ、その派遣職員については入替えをしていくというのが今の計画ではございます。ただ、御指摘のような心配をされてるのは、どこの市町村もありましてですね、具体的にじゃあ、プロパーの職員の採用計画をちゃんとつくれというような話も出ておりました。さらには果たして単独でやった場合に大きなデメリットがあるのかという御指摘でございますが、現状、今以上にですね何か負担があるというわけではありません。ただ、国の考え方を類推すると、当然、簡易水道事業というのをそもそもなくしていきたいと簡易水道事業の補助事業というのは、通常の水道事業よりも、やはり地方にとってはメリットが大きい事業でございますから、それを整理したいという思いを持っておられるのではないかと考えております。今具体的にそんな話があるわけではないんですが、だんだん、簡易水道事業を扱っている市町が今減っているのは事実でございますので、そういった、デメリットはある可能性が、については考えておかなければならないのかなというふうに思っております。ただ改めて、少なくとも、統合しないということであれば、引き続き、町として、ほかの団体からの力は、先ほど言ったように、借りる、借りていく、あるいは広島市とのより、広島市の水道事業に例えば組み込んでいただくようなことも、考えていかなければならないとは思っておりますが、本当に単独でやることについての覚悟をやっぱり決めていかなきゃいけないことだと思っております。一方で消防事業については、御指摘をいただいたように、町として抱え込むのではなくて、大きいところに任せるという判断をされました。後期高齢者の医療制度もそう、保険事業もそうですね。これからは、国民健康保険についても、手放そうとしております。町で何から何まで全部やっていくというのもなかなか難しい状況だということも考えながら、どの部分を町として最後まで持って取り組むのか、そこは各市町村が、どの事業を大切にしていけるかあるいは、どの事業で特徴を出そうとしていくのかという判断なんだと思います。後期高齢者医療制度の保険事業などは、考えてみますと、各地域でそんなにサービスは変わらない、消防事業も、各地域それぞれ特徴あるのかもしれないかもしれませんが、火を消すという観点ではですね、特徴というのはないわけでございます。一律のサービスをするのが行政サービスの中身だと思っております。そういう事業は、思い切って、お渡し、お預けするというのも、あって然るべきだと思うんですが、ではこの水道事業というのが、本町にとって、特段の工夫をしながら進めていく事業なのか、それとも、一定の水を、いろいろ問題はあるかもしれませんが何となく安定供給すればいいという事業なのか。そこら辺がですね、私なりに判断の分かれ目なのかなとも思っております。いずれにしても、引き続き、協議を重ねながら、最終的には、政治的な判断も含めて、対応していき、いかなければならない問題だというふうに思っているとでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

広島県内において先ほど申しました6市町、広島市、呉市、尾道市、福山市が、組織に入らない連合というのは僕は、長期的には成り立っていかないのではないかとこのように思います。やはり、言い方悪いですが大広島市が、職員も潤沢に抱えております、こちら西部エリアで言えば、東部でいえば福山市、ということで、やはり今、職員さん頑張っておられる。断水の際には朝早くから出て、断水をとめる、そういった細かい対応が非常に、困難になってくるのではないかとこのように思います。やはり、広島市に本部がありますので本部の命令で動くような体制になってまいりますので、単独では将来的に難しいですが、もう少し、町長言われた秘策を使って、広島市との連携というのは水面下でもいいですから、もう少し模索をすべきではないかというふうに思います。県知事の方針でございますので、表立ってはなかなか難しいところもあろうかとは思いますが、やはり安芸太田町として有益な体制をぜひ、進んでいきたいと望むところでございます。

2番目にまいります。ふるさと納税の推進についてでございます。現在2月末で、1億3700万円余りのふるさと納税を得て、目標の1億5000万円にもう少しでございます。1億3700万に、企業版ふるさと納税、それと災害対応おそらく足し込んでもいいんだと思うんですが、1億4000万余りで、約800万余りで、1億5000万いく状態になっておるとこのように思います。もう一踏ん張り、工夫して、ぜひ1億5000万円の目標に到達をしていただくように頑張ってもらいたいと思っております。その中で企業版ふるさと納税について、今年度4件210万、410万ですか、ということですが、町長のやっぱし、こう人を知っているという人脈からすると、もう少し上がってもいいのではないかとこのように思っておりますので、人脈の部分と、新しい提案をすることによって新たな提案を企業にして

いく、それをする事によって企業版ふるさと納税に乗ってもらう。いうふうな取組も必要ではないかと思  
いますんで、来年度、コロナ禍ではありましたが、もう一踏ん張りしていただきたいというふうに思います。  
そこで2点ほど、1点ほど伺います。ふるさと納税の1億5000万余り入るふるさと納税の使い道でございま  
すが、現在子育て支援を中心に使用しておりますが、今後、この使い道の良し悪し、方針が出せるかによっ  
て、またふるさと納税の制度も変わってきます。そこで大きく、全国の自治体は差別化をされるのではない  
かと。今はまだ、お礼品欲しさに来ておりますが、そのうちに、使い道によって、市町を選ぶ時代が必ず来  
ようと思います。町としても子育て支援等々の目標は設けておりますが、私のせいでもあるんですが、何と  
なしにそこに充当しとるといようなニュアンスもなきにしもあらずでございます。当時各担当課のほうに、  
ふるさと納税にどういったものを活用したいかという形でアンケートをとって、予算化したこともあります。  
で、各担当者、プロジェクトもあろうと思いますんで、その担当者に、ふるさと納税の2割しか3割ぐらいは、  
使い方を任すとか、職員に募集をするとか、そういった工夫をしてみる必要があるのではないかというふう  
に思っているところでございます。その使い道について、何か特徴的な例があれば、答弁をお願いします。そ  
れと昨年度初めて災害の、「さとふる」で災害のためのふるさと納税を募集されて90万余り、入っておりま  
す。これを令和4年度に、どういうふうに財源充当されておるのかされてないのか。もしされておれば、して  
いただきたいし、安芸太田町災害そんなにひどくなかったじゃないですか、それでwebで出して災害支援  
という名を打って募集をしてしまったと。これをうまく使わないと、次の災害来たときに、安芸太田町  
は、十分な目的に使わないという評判が広がったら最後でございます。もし災害来たときに、安芸太田町に、  
災害版の寄附は来なくなります。その小さい災害に充当するのでもいいでしょうし、特徴的なものに置いてお  
くのも一つの手じゃないかと思ます。何か工夫をして、せっかくいただいた浄財ですから、こういった災  
害なり、住民が困ってる対応に、ふるさと納税を充当させていただきますということを明確にして、ホーム  
ページでも発表するべきだろうというふうに思います。この災害版のふるさと納税に次ぐ使い道の今の予  
定と、令和4年度で特徴的な使い道等々あれば、御答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて企業版ふるさと納税の件についてお話をいただきました。今年は1億5000万円の目標達成とい  
うことで取組をさせていただいております。なかなか、特に企業版のふるさと納税については、私なりに  
やっぱり力を入れていかなければならないという思いでございましたが、コロナの関係で、なかなか営業活  
動に行きにくい状況でありました。その中で、回らせていただく中で現状で4社、410万円の申出をいただ  
いたということでございます。ちなみに過去で言いますと、5年間で1440万円の企業版のふるさと納税をいた  
いておりますので、それよりは多少増やしているところではないかと思ますが、まだまだ、努力が足りな  
いと思っておりますので、この部分を引き続き、この令和3年度もまだもうちょっとございまして、何とか  
増えるように頑張っていきたいと思っております。その上で、使う目的ということでございました。本町と  
してはですね、加計高校の支援事業というのを一つ大きく、明確な課題にしているのと、もう一つは、まち・  
ひと・しごと創生総合戦略を対象事業にしてるものですから、そちらのほうはある意味、まち・ひと・しご  
と総合創生総合戦略、どなたでも希望されている事業について使わせていただきたいということもあつて  
ですね、広めの、何でも使えるという言い方が悪いんですが、何にでも御希望のものに適用させていただ  
くという形にさせていただくものですから、そういった意味で、かえって何に使ったかというのが正直ば  
やけてしまってる部分は否めないかなと思っております。その上で、使い道の話をいただきましたが、改め  
てですね、何に使ったかという報告ももちろん重要なんです、何に使うので、寄附をいただければとい  
うそういうやっぱりアピールが本来重要なんだろうと思っております。その部分でこれからはやっぱり差別化  
を図っていかないと、なかなか集めにくいと、災害というのが、例えばその一つでございますが、それとは  
別に、例えば、今、御地元のほうでもお話が上がっているのが、キハの改修費用に充てる。鉄道のファン  
の方たくさんおられるわけですから、そういう目標を絞って集めるということの本町としては、もっと、より  
魅力のあるお金の使い道を提示して、集めていくということについて、やっぱり、努力をしていく必要があ  
ろうかと思ますし、今回私も営業活動回って感じたのはですね、やっぱり、安芸太田町の何がしか、御縁  
のあるところを回らせていただきました。やっぱり御縁がないとですね、現状はなかなか、お金を集めにく  
い、その御縁も、御本人が御縁がある会社さんの社長さんは出しやすいんですが、やっぱり子どもさんな  
るとですね、安芸太田町への思いがどうしても薄まるものですから、なかなか、お伺いをしてお願いはしたん



だけれども、結果つながらないということもございました。どうしても今そういう縁故というか、に頼った寄附になっておりますので、そのことも踏まえて、縁故に限らず、魅力あるプロジェクトに使うということ、提案をさせていただく必要があろうかなと思っております。現状の使い道という意味では、加計高校支援以外はですね、明示出来てないものですから、災害のことも含めて、災害に使わせていただくということでは考えておりますが、まずその具体的な個別のどの災害の事業に使うかということまでは、お示しが出来ておりませんので、今後、使い道の報告も含めて対応させていただければというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、何回もすいません、私現役当時からふるさと納税が好きで、結構ばかみたいにやりよったんですが、私らも出来なかったんですが、そろそろ、使い道の工夫とか、集め方の工夫とか、そういった工夫もしていないと、次へつながっていかないのではないかと思います。職員の方、町外の職員の方へお願いしたり、してりましたが職員がやはり一つになって、要はふるさと納税を集めることが、町のためになり、地元の産品のためになり、納税者の皆さんにもメリットが多い。都市部は、税金が出ていく、出ていく言うんですが、全額寄付できるわけじゃない、2割なり3割ないし4割なりしか上限が、決まってるわけですから、要は都市と田舎の財源が移譲するという基本的な考え方なんです。要は、テレビで言うと都市部の住民税が全部出ていくような、受け止めになります。2割程度しか上限出来ないわけですから、8割、都市部には残っているんで、菅総理が言う、元総理が言う、税源が移譲していくんだという元の形、要は東京とか大阪というのは、莫大税金があるわけでございます。職員全員が、ふるさと納税のPR大使に、なるぐらいの盛り上がり。私がようしなかったんですが、そこらをしていただきたいと思っております。どこにチャンスがあるかわかりません。余談ですが、私合併年、広域かなんかの研修で博多へ行っておりまして、博多の屋台でラーメンを食べて、おりました。そこで隣り合わせた御夫婦が、たまたま東京のほうのばね屋の社長で、ふるさと納税の話になりまして、酔うておるんですが、奥さんが言われるのにまだ今年分が200万円残ってるんよと。要は、社長の個人所得多いですから税金を恐らく1000万も2000万も1億ぐらい払いよるんだらうというふう思います。2割にしても、まだ何百万いう単位でできる範囲があると。いうことで、話が弾みまして、結局5万円をしていただきまして、気に入っていただきまして安芸太田町に遊びに行くからということで、現役を裂いたのとコロナ禍のことで実現できたらんのですが、そういった縁も出来てまいりますので、ぜひ職員の方にもPRをしていただいたら。それと、担当者の方には、町内の事業者の皆さんのところへしっかり足を運んで、その事業者の方と親しくなって、皆さんのおかげで、おかげでこれだけ売上げが上がりましてよというふうに喜んでおられる事業者の方もいらっしゃいますんで、そういった関係をぜひ構築していただきたい、というふうに思います。それと、安芸太田町も商品が大分増えてまいりましたが、商品については、もう少し厳選をする必要があるのではないかと思います。何でもいから出しとけ、ではやっばしこう、商品の評判が下がったりというようなことがありますんで、このふるさと納税すぐネットで広がってまいりますんで、今もう出来ませんが高知の奈半利町でありますとか、中止になつとるところありますよね、そういったところがすぐネットで広がりますんで、十分に今税務課長、注意されて、上限額注意されてやっておりますが、もう一踏ん張り頑張っていたきたい。職員全員にこの意義となりが分かるようにしていただきたいというふうに思います。最後にもう1点だけ災害の90何万については、ようよう使い道を検討されて、あ、こんなものに使ったんかということが絶対に出ないように注意を払っていただきたいというふうに思います。

最後、1点、国道法面等々の樹木、河川内の樹木につきましては、前の議員さんも質問されましたんで多くを語りませんが、昔昭和50年ぐらいの航空写真を、役場にもありますが見ると、川のほとりは礫岩というんですか、白い、岩で覆われております。土居の、今うっそうと茂った河原にも、職員がビデオを持っておりますが、それを見させてもらいましたが、石があり、水がきれいにとうとうと流れておりました。太田川まだまだきれいだと、町長も以前言われておりましたが、今の状態では太田川では多分ないです。やはり、川に草木が繁茂し、国道からは川が十分見ておりましたが、春になればその川も見えないという状態になっています。町長も、風力発電に反対されて、自然を、目指すいう立場であれば、この川に生えた木であるとか草であるとか、法面に生えた木であるとか、そういったものを自然を守るという意味で、昔の安芸太田町の太田川を取り戻すという意味で、町の施策として、何とか取り組んでまいりたい、もらいたい、というの思いますんで、町長のほうに、太田川浴いを、きれいにするんだと、いう決意を一言述べていただきたいと思

います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。最後、太田川沿いの、太田川そのものきれいにするということも含めて、御指摘をいただきました。以前確かに私も、そうは言っても下流域に住んでた立場からすれば、大変きれいだという話をしましたが、そうは言いながらも、過去を知っておられる皆さんからすればですね、こんなもんじゃないというお話だと思います。管理の関係もあってなかなか町が手を出しにくいところではありましたが、これも、そういうことを言ってもなかなか前へ進まないもんですから、改めて、何がしか新しい、それこそ町のほうも直接何かそういう、樹木の撤去事業などですね、立ち上げることに、しっかりと検討していきたいと思っております。斉藤マユミ議員のお話もございました。水質の検査ですね、実は昨年度、加計高校と広大が連携をして、そういった水質検査についても、進めていきたいと話をしておりましたが、今年度実は、やっぱりコロナの関係もあってですね、なかなか事業進められなかった経緯がございます。それはそれで、新年度また改めて、そういう事業も立ち上げていきたいと思っておりますが、そういうことも含めながら、改めて、上流域に住む、町をお預かりする町長の立場としてもですね、この太田川の河川環境の改善に向けて、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。ありがとうございました。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

【48字削除】要は、安芸太田町の川をきれいにしたいんだと、ことあるごとに、言っていかないと、実現出来ないと思います。今日も傍聴席に来ておられますが坪野地域の、皆さんは、地元の努力によって、本来は国やら県が切ってくれないような木まで切ってやろうというような回答をいただいているところでございます。それを受けて建設課がちょっと聞いてしまうだけ、ちょっと向こうがガードつくるとるんかないいう気も何んとなしにしよるんですが、地元が動いていただければ県も国も動いてくれますんで、不可能なことではない。実際に実施されとる地域もありますんで、ぜひ議会も住民も一緒になって、太田川をきれいな川に、川の見える、地域に、復活を是非一緒にさせていきたいというふうに思いますんで、共々御協力のほうをよろしくお願いします。以上で終わります。

○中本正廣議長

以上で小島議員の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。午後1時半まで休憩といたします。

( 休憩 午前11時57分 )

( 再開 午後 1時30分 )

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、午後からの一般質問を続けます。はい、7番、影井伊久美議員。

○影井伊久美議員

失礼いたします。7番議員、影井伊久美でございます。ロシアによるウクライナ侵攻は、日を増すごとに激化し、このことにより命を落とされた全ての方の御冥福をお祈りし、恐怖と不安の毎日をお過ごしの方々の日常を一刻も早く取り戻すべく、平和的解決を願うばかりです。さて、本日3月8日は、国際女性デーでございます。国際女性デー、2022年のテーマは、「持続可能な明日に向けて、ジェンダー平等を今」となっております。全ての人にとって、より持続可能な未来を築くため、気候変動への適応、緩和、対応、これらを主張している世界中の女性と女兒の貢献を認識し、評価するものであります。ジェンダー、平等の前進とともに、子どもの権利が守られる社会であること。人と人がお互いに支え合う社会であること。これらは、持続可能な社会、あるいはまちづくりにおいて肝要であると私は考えます。そこで、本日は通告しておりました二つの事項について、議長のお許しをいただきましたので質問してまいります。まず一つ目の質問事項、子どもたちへの支援について、順次お尋ねしていきます。昨日の6番議員の質問内容と重複する箇所が何点かございますので、そちらにつきましては簡潔に御答弁いただけたらと思います。近年、子どもを取り巻く環境の変化が大きな社会問題となっております。皆様方も御承知のとおりかと存じます。また新型コロナウイルス感染症によって、さらに複雑化している子どもたちの環境をいかに守っていくか。また支援していく

かは、重要な課題であると考えております。その上で、次の4点についてお尋ねいたします。まず1点目、いじめや不登校、また、このコロナ禍において、出席停止を余儀なくされた児童生徒への学習支援はどのように対応されておられるのか。2点目、子どもの悩みや相談について、現時点ではスクールカウンセラーの配置や、各学校にてアンケートなどを実施しておられると聞きますが、この程度で、いじめや子どもが抱える悩みの実態把握が本当に出来ているのでしょうか。子どもたち、当事者の声は大人に届いておるのでしょうか。このアンケートにおいては、形式的で、名前も記入しなくてはならないものであり、実施する意味を問う保護者も多くおるのが現状であります。もっと気軽に相談したり、大人と対面して話しぶらいことも、アクセスしやすいSNSなどを活用し、本町独自で子どものSOSを、いち早くキャッチする体制を整えるお考えはあるか。3点目、近年表面化してきております、ヤングケアラーという社会問題。本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行うことで、子どもの年齢や成熟度に合わない重過ぎる責任や作業が断続的に子どもにかかり、子ども自身の心身の健康や安全、教育に影響が出てしまうヤングケアラーについて、本町は実態調査、把握をなされているのか。また、支援する窓口や体制は整っているのかをお尋ねいたします。次に4点目、本町で成長していく子どもたちの目線で、安芸太田町に何を望むのかを話し合ったり、子どもたちと一緒にまちづくりを考えられるような機会、意見交換する場等々、設けられているのか。以上4点をお尋ねいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続いて、影井議員より、子どもたちへの支援ということで幾つか御質問いただきました。昨日、大江議員のほうからも同趣旨のお話ございましたけれども、改めて、現場の取組等についてはですね、また担当課のほうからそれぞれお答えをさせていただきますが、とりわけ、一番最後にお話がありました。子どもたちと意見交換をする機会、その場ということでございました。特にまちづくりということでございましたので捉え方が幾つかあるなどと思いながら御質問をお聞きしとったんですが、要はいわゆる、その苦しんでおられる子どもさん方の話を聞くという意味ではですね、むしろ、それぞれ昨日からお話をさせていただいている親子相談支援センターやあるいは個別に、子どもたちと相談する機会をつくるということだと思んですが、一方で、どちらかと今のお話いただいた趣旨というのは、まちづくりに関してですね、広くいろんな意見を聞くという、そういう御趣旨じゃないかと思っております。そういった取組という意味では、従来であれば、例えば、長期基本計画を作成をするときに、若い方も含めたワークショップを行う、あるいはアンケート調査を行う、そういった取組をされていたという話も聞いておりますし、また最近の話で言いますと、これあの、子どもたちとか若い人限定ではないんですが、道の駅整備の意見交換会の中でも、加計高校の生徒さん方に御参加をいただいて、それぞれ御意見をいただいたという経緯はございました。改めてそういった意味では、従来からも、少し若い方々の御意見をいただくという意味では、それなりに取組をさせていただいたと思っておりますが、改めてですね、特に若い世代の皆さんと集まって意見交換をさせていただくという場合は、私自身もこれまでその観点、薄かったように思っております。どういうテーマ設定で、そういう機会を設けるべきなのかというのをちょっと改めて私のほうでも考えさせていただくとして、そういう場をつくるということはもちろんそうなんですが、例えば、学校の現場に足を運ばせていただいたりとか、何というんでしょうか、授業の中で諸々、社会教育についても、時間をとっておられると思いますので、そういう場に、私なり行政職員が参加をさせていただいてですね、意見を聞く場というの、つくるべきではないかなと。議員の指摘を踏まえてですね、改めてそういう思いを持ちましたので、今後内部のほうでそれをしっかりと検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、御質問いただきました、いじめ、不登校にかかります児童への、学習支援対応ということでございます。教育委員会においてはですね、いじめ、不登校については、日頃の様子、また児童生徒との教育相談、保護者の連携、また、アンケート調査など実態を把握しながらですね、必要に応じて校内での、生徒指導部会、またいじめに関します防止委員会等、招集しまして、対応を協議して取り組んでいるところでございます。日常的にまた、定期的にまた教育委員会と情報を共有しながら、必要な場合は教育委員会も参加してのケース会議、こういったものを行っております。また内容によってはですね、県教育委員会と連携して、指

導助言を行っています。不登校やコロナ禍における、出席停止によってですね、やむを得ず、学校に来られない児童生徒については、電話や家庭訪問による連携、そして、1人1台タブレットを活用したオンライン授業などに取り組んでおります。学年の発達段階や状況に応じて取組を実施して、学校とのつながりが途切れないように取り組んでいるところでございます。不登校についてはですね、原因が明確になってないケースが多く、様々な要因が複雑に絡み合って、解決には至ってない場合があります。その他、関係機関との連携し、不登校の児童生徒が社会とつながり、生きる力を身につけるように、粘り強く取り組んでいきたいと考えておるところでございます。それと、学校の場の放課後、また長期休業中での地域の支援員さんの支援によってですね、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の就労と子育てを両立を支援するように、子どもの居場所づくり、学習支援としても含めた活動として、放課後クラブ、放課後子ども教室に行っているところでございます。2番目の子どもの悩みや相談窓口のインターネット、SNS活用でございまして。今現在広島県が設置してまして、LINEを活用した相談窓口、「こころのライン相談@広島県」というものがあります。これは週3日、午後5時から午後9時まで3日開設するものがあります。そこへカウンセリングとかまかせられる専門職が配置しまして、学校からの対応で、広島県が、そういったものをつくったものをLINEのタブレット、こういったものを各保護者のほうへ配っておるところでございます。実際にこの相談にあったケースについてはですね、本人の個人情報もありますものですから、本人の了解を得た上で、県教育委員会と情報を共有して、関係機関と連携の上、支援を行っているところでございます。議員からありましたこのSNS活用の部分の、本町としての部分もですね、県の相談窓口というか、そういったものも、学校内でスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカー、ワーカーを配置しております。そういったところと相談できるような、LINE上でか、SNSを活用したものの体制を整えていきたいと考えているところでございます。それと4番目にございました子どもたちが安芸太田町に何を望むかという意見の意見交換する場の機会という形でございます。教育、学校においては、児童生徒が自主的に課題を見つけ出し、学び考え、判断しながら、課題解決のための資質や能力を育成することを目的に、総合的な学習の時間の中で、地域の産業、また、生活文化などを探究する学習活動として、意見交換する場や、体験する機会を設定して取り組んでいるところでございます。学校においては、地域に貢献し、主体的に生きる子どもたちの育成を目指す目標を掲げ、子どもたちによる課題発見と、課題解消に向けた様々な活動を行っているところでございます。活動内容としては、子どもたちが、伝統芸能や文化、地域内の家屋、商店街、河川などの現状把握や、地域住民、関係者等からの聞き取りを行い、また、商店街等のボランティア清掃、そして、地域住民を対象とした、防災教育、また、地域住民を講師として招いての伝統芸能や農作業の体験など、調査、体験することや、また地域を知り、様々な人との関わりを持つことで、子どもたちが地域への愛情と誇りを持ち、未来に開く知恵と力を身につけ、ふるさと安芸太田の新たな価値を開くことのできる人材として育成を図っていききたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

失礼します。私のほうからは、3番目に御質問のありました、ヤングケアラーの実態把握また、支援する窓口とか体制について、回答のほうをさせていただきたいと思っております。ヤングケアラーにつきましては、議員の御質問にもございましたように、本来大人が担うと想定されているような、家事や、家族の世話などを日常的に行っているような子どもさんのことを言い、その責任の、責任や負担の重さによって、自身の学業や健康また友人関係などに影響が出てしまうということがあります。このヤングケアラーを早期に発見し、また適切な支援につなぐことができる社会を実現するためには、私たち一人一人が、当事者の置かれております、その状況を理解するとともに、その気持ちを尊重できる知識を身につけることが重要でございます。本町におきましては、昨日も議員さんから御質問で回答させていただきましたように、家庭相談員でありますまた、母子保健を担当しております保健師で構成します、親子相談支援センターにおきまして、本人からのSOSや、地域からの連絡を受けた場合に事実の確認を行い、また対象者との信頼関係の構築、関係機関との調整を図りながら、面談、助言、そしてまたサービスにつなげるなど、対象者自身の人間関係やメンタル面にも、十分配慮した上で総合的な対応を行っております。これまでですね、3件の事象に関わりましたが、家庭構成などの様々な事情や、複数の問題を抱える家庭も多く、十分な負担軽減を図ることが出来ずに、やはり対応に苦慮しておるところであり、これらのケースについては、継続して関わっているところでございます。議員の御質問にありました、実態把握という点についてはですね、まだまだ、実際には実施出来ておら



ず、不十分であり課題として認識しております。ヤングケアラーについて正しくやはり社会的な理解が進んでいるとはいえないため、まずは、民生委員さん等も含めました関係機関においてですね、また町民の皆様にも、しっかりと理解を促すような、啓発等を行うなど、地域で見守る体制に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、影井議員。

○影井伊久美議員

はい、御答弁いただきました。1点目の、いじめ、不登校、コロナ禍の出席停止、児童生徒への学習支援についてですが、児童生徒1人1台タブレットを配付してあり、各家庭における学習環境は、Wi-Fi含め整っており、タブレットを使用して、授業内容を見られることや、Zoomによる健康観察を行っておるとも聞いております。そうした中ですね、授業内容において、オンライン学習が出来ている例、出来ていない例、タブレットに連絡があった例、電話での連絡の例、プリント配付にもばらつきがある例など、対応がまばらであると聞いております。タブレット配付後、ある程度の期間がたった今、また、コロナ感染症が広がり始めてから約2年もの月日がたった今、学校やクラスによって差がない統一的家庭での学習環境を早急に整えるべきと考えますが、この点に関しまして、再度お考えをお伺いいたします。2点目、子どもの悩みや相談窓口について、これは県との連携ということで、LINEでやりとりが可能な、「こころのライン相談@広島県」が開設されており、これ、ここの連携をしておられるということですがけれども、この「こころのライン相談@広島県」、火曜日、木曜日、日曜日の17時から21時と、かなり限定的でございます。このほかに電話相談の案内しか見当たらず、気軽に相談できる窓口が少ないのが現状でございます。このように、子どもにとって大人に悩みを相談すること自体、まだまだハードルが高いように感じております。また電話相談やスクールカウンセラーとの対話で、自分の悩みを的確に言葉にできる子どもたちはどれほどいるのでしょうか。もちろんスクールカウンセラー、日頃接する学校の先生や保護者が、子どもの変化に気づくことも大切ではございます。しかし、早期発見という観点、きめ細やかな対応といった観点から見れば、本町独自で、現代の子どもがアクセスしやすい窓口を設置する必要があると考えます。幸いにもですね、本町には、健康福祉課管轄の親子支援相談センターという立派な窓口があり、かつ、こちらにもLINEによるサービスも実施されておるとのことです、相談件数も相当数あると、昨日の答弁の中にもありました。子どもたちも、もちろんこちらを利用することは可能だそうです。子どもたちに、これを周知されていないのが残念でなりません。学校からですね、定期的に児童相談所の電話番号と、などが記載されたチラシやカードを持って帰るのですが、それと併せてですね、本町のこの親子支援相談センターを周知するようなチラシやカードを、これもまた子ども向けにつくられて、配付されてはいかがかと考えますが、こちらのほうを、町長の見解をお伺いいたします。3点目、ヤングケアラーについてでございます。町で実態調査などは行っていないが、相談はあり、窓口としては、先ほどと同様、親子支援相談センターで支援の体制も整い、しっかり取り組んでおられるということですが、もう一步踏み込んで支援に向けた取組が必要だと私は感じております。令和3年3月、ヤングケアラーの支援に向けた、福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを厚生労働省と文部科学省が共同で立ち上げ、翌4月、令和2年度に行った実態に関する調査研究の報告がされております。その後、当事者である児童や関係者にヒアリングを行い、5月取りまとめ報告がなされております。そこで見えてきた課題として、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから、表面化しにくいこと、福祉、医療、介護、学校などの関係機関における研修などが不十分であること。地方自治体での現状把握も不十分であること。支援につなぐための窓口が不明瞭であること。ヤングケアラーであるという自覚がないため、子ども自身や周囲の大人が気づくことが出来ないなどが挙げられております。また、子ども自身が介護力とみなされ、サービスの利用調整が行われるケースもあるようで、事態は深刻でございます。国の対応方針、支援事業なども活用して、本町としても、まず実態調査や、相談窓口の明瞭化、関係機関職員が、ヤングケアラーについて学ぶための研修など、進めていくべきだと考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。4点目、子どもたちとの意見交換についてお答えいただきました。町長からもお答えいただきましたが、学校の現場に足を運んでいただいたり、このコロナ禍で、大変厳しい状況ですけれども、そういったことをですね、十分にしていっていただければと思います。教育課程です、歴史や文化に触れる授業があったり、体験を通して、安芸太田町に触れる機会を存分に設けていただいております。その点に関しましては、教育委員会と学校が連携し、今後も御尽力いただき、さらなる発展があることと、安心しております。しかしですね、まちづくりにおいて、中高生には、先ほどの長計の分で、中高生にはアンケートを

実施しておられますが、小学生は対象外でした。加えて、数年経っております。状況も変化しております。それをもって、子どもの意見を聞いたということになるのでしょうか。現状ですね、様々な場面において、子どもの声、視点というものが欠けていると感じております。これまでですね、繰り返し行われてきた学校統廃合についても、子どもたちの意見はきちんと集約されたのでしょうか。特に学校は子どもたちにとって密接に関係してくることで、子どもの意見だからと、置き去りにするのではなく、十分に考慮されなければならぬはずで、子どもの権利条約第12条にもあるとおり、子どもは自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を表す権利を持っております。その意見は、子どもの発達に応じて十分考慮されなければなりません。以下省略いたしますが、子どもには意見を表す権利がございます。そして問われているのは、子どもの意見を受け止める大人側の姿勢であり、子どもの意見をどう受け止めていくべきかは、社会的にも課題であります。まちづくりについての意見交換は、子どもたちにとって、大いに関係してくるものであり、我々大人にとっても、これまでにない発想やヒントをもらえるチャンスでもあります。将来を担う子どもたちの視点も大切にしたいまちづくりのための意見交換会や、子ども自身が関わる政策に子どもの意見を取り入れる仕組みを整えることで、誰一人取り残されることのないまちへとつながり、子どもたちの主体的な学びにも大きくつながると考えます。今後、先ほども御答弁いただきましたが、子どもとの意見交換、意見交換の会や意見を取り入れる仕組みづくりを行っていく必要があると考えますが、こちらについて、町長の見解を伺います。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

また、教育のほうから先にお答えさせていただきます。学習支援ということと特に1人1台タブレットに関わっての、学校間格差であったり、教師指導者間の格差があるのではないかと。それは私も事実だということに思っております。しかも、それぞれの、同じ学校の中でも違いがあったりということですね。それから教職経験の年数あるいはインターネット等、ICTに精通しているかどうかという点で随分差があります。しかしそれは、今後の先生方の研修の中で、力を埋めながら、同じようになっていくというのが必要だと思いますし、一つは、今いわれてるのは、これまでは先生のほうから個に応じた指導すると、先生のほうが一人一人の子どもの差に応じて指導するという考え方から、その子にとって最適な学び方を提供するのが、1人1台タブレットじゃないかという意味で、最適な学びって言い方によって変わってきております。学ぶ学習者の視点から最適な状況をつくっていくという点は、これからICTを活用して、その子の、例えばですね、その子の算数の進度に応じて、次々と次の問題取り組んでいける、それはICTだからこその要素があります。いわゆる人工知能が判断して、次の問題を出題してくるというようなこと。そういう、アプリケーションもですね、今子どもたちが持っているものに取り入れてありますので、その使い方がもうできる子どもと、また、指導ができる先生と、十分でないというところ差がありますので、これは早急にやっていきたいと思っております。次にいろんな、調査機関、あるいは国やところが調査しているもので、あなたは困ったときに、誰に相談しますかというアンケート、いろんなのがあります。その中で、相談相手の第1位がお母さんなんですね。ひっくり返して、親という言い方もありますけども、第1位はお母さんなんです。お父さんはしばらく後で、同性の友達ですね、それからその次が兄弟、その後、お父さんか学校の先生がくるんですね。学校の先生は1番になっているというふうには自分は思っているんですけど、決してそうではない、逆に、学校や家庭での悩みを相談しようと思うと、どうしても違うところへ相談したがるという点で、議員御指摘のようにですね、アンケートで、できるのかというのがありますが、一人一人に手を挙げて悩みを言えるような状況であれば、もっと解決が早いと思うんですけども、したがって、学校も、自分たちが子どもたちから置かれている状況を十分に認識しながら、アンケート調査の無記名であったり、記名であったり、あるいは、友人友達の訴えによって察知して相談に入っているというふうなことで、いろんな方法をとって、苦労しているところを御理解いただきたいと思っております。それから、意見交換につきましては、先ほど課長が申し上げましたのは、我々は、学校教育の中で、あくまでも教育課程としてやっていくと、その子どもたちを即、まちづくりの重要な人材としてじゃなくて、そういうことに取り組めるような解決方法や、そして、取り組み方、そういうふうなものを学ぶという視点から、子どもたちにいろんな調査活動をさせたり、作業活動させたりというふうなことをやるわけで、そのことをうまく発達段階に応じて、〇〇〇〇を活用しながら、子どもたちの意欲づくり、あるいは郷土への愛というものをつくっていくというのが学校教育の在り方だと思っておりますので、引き続き、そういう点に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。再度質問いただきました。児童相談所の電話番号等が入ったカードとかチラシが配られるということも言われました。児童相談所の電話番号については、このカードで、御存じのように、189、いち早く電話してくださいということでそのカードにしたものを、学校のほうで配っていただいているというふうに思いますが、親子相談支援センターにつきましてはですね、まだホームページのほうで、こういうのが出来ましたよ、こういう相談があれば、相談してみてくださいねという御案内しか、実際のところまで出来ておりません。ということもありますので、先ほど、御指摘いただきましたように、親子相談支援センターの番号、またチラシについて、少しでも子どもさん方がわかりやすいような、チラシを作成して、また配ることについては、対応させていただきたいというふうに思います。さらに、厚労省と文科省が連携されたそのプロジェクトの中で、今の親子相談支援センターの、恐らく活動の強化といわれる部分についてなんですけれども、最初の答弁にもやっぱりありましたように、ヤングケアラーそのものについての正しい理解というものが社会的にまだ広がってない、社会的に広げるために、また啓発を進めるためには、その相談支援センターにおける職員はさることながら、その周りにいる私たち、ほかの課員がですね、やはりそのことについて、十分なやっぱり理解をしていなければ、事業そのものを進めていくことも出来ませんという意味からも、お話にございましたようなその研修という部分についてはですね、今年度から来年度にかけて、しっかり取り組んでまいります。さらには、実態調査につきましても、来年度何とかできるように対応してみたいというふうに思います。以上です。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御質問についての個別の回答でそれぞれの立場から話をさせていただきました。私自身もこちらに来させていただいて、何ていうんでしょうか、やっぱり子どもさん方の顔が、街中の子どもさん方より、やっぱり変わってるなどは正直感じておりました。特に、同学年の子どもさんがいない分、学年を超えてですね、いろんな子どもたちと、それこそ遊ぶとか、普段からいろんな、何ていうんでしょうか、付き合いをさせていただく、それは本当にいい環境だなと思っておりますし、それこそ、街中のほうで、どこでどういういじめがあるか分らんとか、あるいはどういう活動、そもそも日中やってるか分からないというような状況とはやっぱり大きく変わっていて、そこは本当に本町のいいところではないかなと思っております。それこそ隣の家の人は何やってるか分からないという状況ではなく、むしろ、今日は、この人はどこそこ行っとったとかですね、今日は1日居なかったとかそういう、やっぱりまだまだ雰囲気が残ってるという意味では、実態調査、進めていかなければならないと思いますが、やっぱり我々も、日頃から、地域でいろんな活動をされている民生委員さんも含め、あるいは、見守り活動で活動していただいている方も含めてですね、そこでのやっぱり普段からの連携というのが、実態調査という意味で一番重要な取組なのかなというふうに思っておりますし、子どもたちの環境もそうですが、あるいは、今日齊藤マユミ議員おっしゃっていただいた、高齢者の見守り活動もそうなんです、そういった方々も含めた、いわゆる地域包括ケアシステムの充実ということがやっぱり求められている、これまで以上の対応をどうしていくかということが求められているのかなと思っておまして、その意味で、来年度、町全体いきなりというのは難しいものですから、町内の一部地域をピックアップさせていただいて、この地域包括ケアセンター、地域包括ケアシステムのさらなる充実というのを、モデル地区を選定をして取り組んでいきたいと思っております。その中で、子どもさん方への、そういった取組、さらにはまた、高齢者の今の情報共有も含めたですね、見守り活動をどう展開していくべきか、我々なりに、来年度しっかりと、しんかをさせていただきたいなというふうに思っております。最後、子どもたちの意見交換、子どもたちからの意見を伺う場、議員の御指摘は我々なりに理解したつもりでございますので、具体的にどういう形で進めればいいのかというのはちょっと庁内で宿題として、承らせていただければなと思っております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

それぞれ、御答弁いただいたのですが、1点目の私がちょっとお聞きしたい趣旨がですね、出席停止などの

生徒の学習支援についてでしたので、タブレット活用の内容、内容に教育長に触れていただきましたけれども、そちらのほうは、過渡期ということで、今後、いろいろ進んでいくんだろうなと思うのですが、長いこと学校を休んでおられるお子さん、はたまたコロナで、出席停止になった児童などのために、やはり家庭の学習環境、やはり、学校によってとか、差のない統一的な家庭での学習環境を、早急に整えていただきたいと考えます。町長のおっしゃった、普段からの取組で連携していき、1人で、この思い悩む子どもをなくすために、また、子どもが生き生きと安芸太田町で元気に育つため、そして笑顔を守るために、我々大人は最善を尽くすべきです。そして、幼児も小学生も中学生も高校生も大人も、町民みんなそれぞれの視点で、まちづくりを考える先進的な安芸太田町であることを望みます。町長はじめ職員の皆様には、誰1人取り残さない、その精神をもとに、町政に取り組んでいただき、議員である私は、声なき声もキャッチし、皆様方へパスができるように努め、共に子どもたちに明るく、よりよい未来を残すために尽力してまいります。

それでは、続いて、二つ目の質問事項に移ります。人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの変化などにより、地域や地域コミュニティを維持するのが困難な状況になりつつあります。例えば、地域の草刈りや水路の掃除、集会場の管理や、地域の行事、役員の成り手、その他、細かいことをあげればきりがありません。高齢になられてもなお、地域の世話役から身を引けない。もう疲れた、もうやめたい、そういった声も聞かれています。若い世代においては、共働き世帯も多く、地域活動や行事に積極的に参加しづらい状況もあります。現状を踏まえ、従来どおりの地域支援だけでは追いつかないのではないかと考えます。今後、どのような対策や支援が必要と考えるかをお尋ねいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、地域コミュニティの維持ということで御質問いただきました。これも今回の議会の中でも、指摘ございました。率直に申し上げて、大変難しい課題だというふうに思っております。もともと、どう考えるかということでございましたので、私の思いをちょっとお話をさせていただくと、やっぱり従来の地域コミュニティの支援というのは、行政の支援というのはやっぱり、どちらかというところ、自治振興交付金とか、各種活動への補助金といった経済的な支援がやっぱり、大きかったのではないかなと思います。もちろん人的な支援もあったかと思いますが、やはり地域コミュニティの担い手というのは、主役は地域の皆さんでございまして、地域の皆さん方の活動をどう支えるかというところで、経済的な支援が大きかったのかなあと思っております。ただそれが、その地域の担い手の主役である地域の住民の皆さんが高齢化をする、あるいはなくなっていく中で、そもそも担い手が少なくなっているというところに大きな課題があるわけで、そこに、じゃあ今までどおりの経済的な支援を果たし続けていくあるいは場合によっては拡大をしていくことによって、本当にこのコミュニティの、何と申しますか、維持というか、あるいはコミュニティの活性化につながるのかというのは、従来から私も感じているところでございます。人的支援をということで、直近では集落支援員ですとか、あるいは地域おこし協力隊制度などもございました。そういう形で、地域に人的支援を行うことによって活性化をということが、それぞれの施策の目的だったんだろうと思いますが、残念ながらそうは言っても、十分なというか、それこそ各集落に1人なり2人、入れられるような制度ではございませんので、根本的な解決策にはならないというか、のではないかなという気もしております。改めて、別の議員さんの質問にもお答えをしたとおり、いろんな取組があるんだけれども根本的に、やっぱり住民が減っていく状況を改善しない限りですね。本当の意味での自治力の向上というか、にはつながらないのではないかなと。改めて、移住定住、入ってくる人を増やし、出て行く人はこれ以上増えないようにという取組を、進めなければならぬというのが率直な思いでございます。その上で、では、その根本的な対応をしなければいけないと思いつつ、その根本的な解決策がある意味、本格的に稼働するまでの、当面の間の支援を、じゃあどうするかという意味で、これはそれぞれの地域の中で、やっぱり課題がそれぞれ違う部分もありますから、私のほうでも足を運ばせていただいているはしもトーク、これも引き続きやる、続けると同時に、職員もこれまでなかなか出ていける状況が限られておりましたけれども、改めて職員も足を運ぶことによって地域の課題をそれぞれ見ながら、その中で、行政がどういう役割を果たしていけるか。対応を考えていかなければならないというふうに思っております。なかなか、本当に明確にこれさえあればということが言えない、苦しい状況でございますが、引き続き行政としても、何ができるかということについてはですね、考えていきたいなというふうに思っております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、昨日の6番議員の自治振興の活性化対策の問いに対してと同じ回答を、今、町長からもいただきましたが、住民が減っていくと、担い手もいなくなり、やはり人口維持対策だというふうにおっしゃいました。しかし、果たしてそれだけで、地域の衰退に歯止めはかかるのでしょうか。地域の衰退の原因に、人口減少はもちろんですが、核家族化、共働き世帯の増加といった、こういう家族形態の変化なども十分に考慮していかなければならないと考えます。それぞれの地域が受け継いでこられた風習や文化など、これらを本当に大切なものを残していくために、この世代間で異なる生活仕様や、価値観のこの隙間を埋めていく作業が必要ではないかと考えております。全ての隙間がこの行政からの支援で埋まるわけではございませんが、できることから一つずつ取り組むことも必要だと考えております。先ほども申されました人的支援、これも大事でございますが、簡素化できる部分は簡素化していくとか、住民さんから一つ、いい例をいただいたんですけれども、集会所の管理なども、もう非常に困難になってきておると。鍵をスマートロックに変えて、予約などは、電話1本、もしくはインターネットで完了できるような、そういう形をとってほしいという声も上がっております。今後、こういった新しい支援なども行っていくことも必要性が高まってくると感じております。またですね、子育て世代の仕事と家庭の両立を支援し、地域に見守られながら子育てしていると、その実感を持てる、ファミリーサポート制度を導入することで、若い世代と地域の人との密なつながりが出来、地域行事などにも参加しやすくなるのではないのでしょうか。そして、地域で子育てという布石にもなり、地域力を高めていく一つのヒントにもなるのではないのでしょうか。育児のスタイルは多様であります。これに対し包括的な対策がなくとも、選択肢が増えるということで、育児環境も大きく前進します。このファミリーサポート制度、長期総合計画第一期計画で、一度試みられたようではございますが、実施団体と希望者のマッチングが困難であったこと、要望が少ないことにより、実施には至らなかったと記載されております。時間も経ち、育児環境も変わり、コロナ禍である、今、このファミリーサポート制度を必要とする声が高まってきております。では、どういうときに利用したいと感じたかを私、いろいろなところで聞き取りしてまいりましたが、ひとり親で、子守をしてもらえる親類も近くに居ない状況のとき、そういったとき。自分が体調不良になったとき、また、コロナ禍で、県またぎの里帰りが出来ず、産後休む間もなく、家事育児に追われたときなど。あと、両親共に働いており、日曜日に出勤したいとき、あとは、子育てと介護が重なって疲れ果てたとき。こういったときに利用したいという様々な声がありました。また、先日のこども園休園の際にも、困った方はたくさんおられたのではないのでしょうか。このような観点から、今こそ、ファミリーサポート制度を再構築すべきだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続けて御質問いただきました。またファミリーサポート制度についてもお話をいただいたんですが、改めてこれまでの取組ですとかについては、また担当課のほうから話をさせていただきたいと思っております。その前に1点。改めてですね、地域を維持するとか、今の地域の環境を維持するための負担を減らすということ、これについては御指摘のように、さらに工夫をしていく必要があると思っております。今の集会所の管理などもそうだと思います。ただいわゆるそういった地域で暮らしていく環境を維持するために負担を減らす、あるいは、草刈りをするのを、省力化あるいは場合によっては町が担う、そういうことはもちろんあると思うんです。それはそれでやっていかなければいけないと思うんですが、負担を減らすことが果たして地域の活性化につながるんだろうかという思いをちょっと持っております。住んでおられる皆さんの負担は減るんだけど、じゃそれが地域の元気につながるのかとか、その部分で、こだわるようで申し訳ないんですが、やはり住む方々が、やっぱり一定程度数字を維持していかないと、元気にならないんじゃないかなという思いもあってですね、そこは、私なりにやっぱり引き続き頑張っていきたいなと思っております。その上で、ファミリーサポートといったようなことについても御提案をいただいております。何というんでしょうか、先ほど地域の負担を減らすことが果たして活性化につながるのかという話をしたんですが、一方で、その視点も重要だなと思うのは、特に若い方からすると、地域のいろんな取組がかかってやっぱり負担感になってるんですね。今の道打ちの話もそうですし、同業ですとかあるいは、お近くの地域の様々な神社とかを支えていく取組というのも、中にはやっぱり負担感を感じて、そういうしがらみがないところで生活がしたいという方もやっぱりおられて、それはそれとして、じゃ、そういう方々でも残



ってもらふためにどうするかという取組は必要だと思いますし、逆にそういうしがらみが、ある意味形を変えて、出てきたのがファミリーサポートのような、新しい時代に応じて、形を変えて、いわゆる田舎のそういうしがらみとか、おせっかいとか、そういう部分が、かえっていいんじゃないかというような発想もある中で、出てきてる制度ではないかなというふうに思っております。どういう形で取り組むことができるのか、現実には少しいろいろと、そうはいっても町内で実現するには難しかった経緯があるとは聞いておりますが、私なりに、何ていうんでしょうかね、これまで、むしろそのマイナス、ともすればマイナス要因に見られるようなところも武器にしながらというか田舎の良さは良さとして失わない、だけれども、この状況の中で維持できるコミュニティーの在り方というのは、また引き続き考えていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。議員のほうの御質問にございました、ファミリーサポート事業について、町の現状等について回答させていただきます。ファミリーサポート事業と申しますのは、行政が行っております子育て支援の取組の一つでありまして、会員制の子育て支援サービスです。子育ての援助を受けたい依頼会員とそれからその援助、その依頼に対する援助を行う援助会員が、会員同士で子育てをサポートしていくという仕組みでございます。残念ながら本町におきましてはこのファミリーサポート事業、議員のほうからの御指摘もありましたようないろんなやはり細かなですね、思い、要望等はあるにせよ、それを供給できるだけの体制にないというのが現状です。いろんな、地域で活動されてる方っていうのは、いろんな、また、複数の役をお持ちであったりとか、今現在も、例えば社会福祉協議会のほうで事業をしてくださっております。ちょっとした困り事に対する、さんさんネットという一つの事業がございますが、こういったところに、いらっしゃる方というのは、またほかのところですね、いろんなボランティア活動なんかもしていらっしゃるとかということもあって、結局、こちらの思いに対する供給できるだけの、言ってみれば、先ほど申しました援助会員というのがなかなか集まらないというような現状もございます。保育現場でありましたら、まだ教育において、先ほど1番目の御質問にもありましたような、回答にもありました、延長保育でありましたり、また放課後児童クラブや放課後子ども教室といった、子どもを持つ働き盛りの方に対します支援が出来ていたとしても、議員からの御指摘もありますように、子育ての家庭への負担が、全て軽減出来ているというふうには思っておるところではございません。ただ今のような現状もございましてですね、もう少し、このファミリーサポート事業について、行政としてですね、何か、全てが全てこの事業そのものができるかどうかわかりませんが、少し、対応についてですね、考えて、何とか、形が出来たらなというふうには思っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

人口維持、住む方が多く増えても、やはり住む方の意識も大切ではないでしょうか。ファミリーサポート制度ですね、これ、整備したとしても、すぐに運用とはならない。時間を要するものだと捉えております。子どもを預けるのですから、何より依頼者と援助者の信頼関係を築いていくことが大切です。その信頼関係を築く、その流れの中にも、地域力を高めていく要素が大いにあると私は感じております。時間はかかりますが、自助、共助、公助、その形も、おのずと構築、再構築されていくのではないのでしょうか。だからこそですね、早々に、このファミリーサポート制度の整備をされたいと、申し添え、私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で影井議員の質問を終わります。2時35分まで休憩といたします。

( 休憩 午後2時28分 )

( 再開 午後2時35分 )

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。10番、津田宏議員。

○津田宏議員

はい、皆さんこんにちは。今日、最後の質問ということで、お昼過ぎで暖かくなって、ちょっとウトウトときそうなんですが、私の声を、子守代わりにせんといてもらいたいと思いますのでよろしく願いいたします。今回は税務に関すること、質問させていただきます。税制度、戦後の日本を支えてきた一つだと思います。日本の納税制度は、戦後の混乱した社会情勢の中で、納税意識の高揚、税収の早期確保による財政基盤の安定、収納事務の簡素化などを目的として、昭和26年に納税組合、貯蓄組合法、29年に、前納報奨金制度が設立、創設されまして、納税は日掛け月掛ところがけの合い言葉のもと、住民税と固定資産税について、地域で集金をし、その税額を一括して納付すれば報奨金が交付され、そのお金で地域コミュニティ活動を行い、地域活性化に貢献してまいりました。その後、納税が、振り込みなどに変わりました。安芸太田町では、合併後、納税推奨金制度は廃止され、ICT、マイナンバーカード等に活用により、e-Tax、ダイレクト納付等に変更しつつあります。ふるさと納税制度も、一括納付、返戻金がもらえるという意味では、今風の地域活性化の制度であろうかと思っております。それでは、通告にしたがって、質問に入らせていただきます。

質問事項の第1です。挙げております。納税意識の高揚についてであります。戦後の日本は、自由と権利を主張するが、義務と責任は、よそへ置いとるような風潮が目立ってきたように思えるのは私だけではないだろうと思います。日本国憲法の条文の中に、権利に関するものが16あります。自由が9つあり、残念ながら、義務については、憲法26、27、30条の3条しかございません。教育を受けさせる義務、勤労の義務、そして納税の義務であります。特に、この納税については、国民生活を支える原資となっておりますし、納税がないことには国民生活を支えることは出来ないわけでありまして。そのためにどうすればいいかといえ、子どもの頃から、税の大切さ、つまり納税教育が必要だというふうに思います。民間の税務協力団体では、納税教育の一つの成果として、毎年秋に、中学生、税についての作文の優秀作品を表彰しております。その中で、平成29年度の作品の一つに、私が目に留まった作品、国税庁長官表彰を受賞した、八木の土砂災害のことを書いた作品がありました。読み上げます。その内容は、「自衛隊員や消防、警察の方々が、救助や土砂の撤去、被害者の支援を行い、みんなが安心して暮らせるよう、砂防ダムの建設も進んでおります。それらも全て税金で賄われている。私は、今まで税というものが身近なものだという実感がなく、難しいものだというイメージが大きかった。しかし、税というものは、とても身近なものであり、私たちの生活に必要なもの、そして欠かせないものということ強く感じた。」こう書いております。そういう内容の作文がありましたが、まさしく税の効能ということをおられる生徒さんでした。そうしたことが、全ての方々にわかっていただくように、いろいろな形で、税の教育が行われるべきだと思っております。税収確保は行政の基本でありますし、ここがしっかりしてないと、行政が思うように進まず、住民サービスの低下を招きます。税金、特に個人住民税は、住民が地域の中で生活をするにあたり、必要な経費を賄うための会費であり、また、困った立場、弱い立場の人に対する、救済措置を講じるために必要な財源なのであります。しかし現状はどうでしょうか。税金は取られるものという意識が広まっております。こうした点を改善しなければ、何をやっても、納税率の向上は見込めません。町民に税金の意味を正しく理解してもらい、納税意識を高めてもらうことが、何よりも大切なのではないのでしょうか。さらに租税教育を拡大することなどにより、個々の納税者である住民一人一人の納税意識を高めていくための取組が大変重要ではないかと考えますが、町長、また、教育長のお考えをお伺いいたします。以上です。

○中本正廣議長

沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長

お答えします。納税意識の高揚について、租税の意義や役割について理解してもらい、自発的かつ適正に納税していただくために、11月に税を考える週間として、啓発活動をしています。将来の収納率の向上につながるため、納税貯蓄組合連合会が行われる中学生の税についての作文及び書写では、学校で安芸太田町長賞の贈呈式を行ったり、租税教育を、関係機関と連携して、各学校で順次開催しており、税金が、私たちの生活にどのように役立っているかについて、児童生徒と一緒に考えています。また、納税者の方々が、納税しやすい環境づくりを進めていくことは大切なことだと考えています。町税等の納付について、住民税の特別徴収、口座振替の推進、それから、24時間365日いつでも納付できるコンビニ収納と、若い世代からのニーズや、コロナ禍を踏まえた、接触機会低減のため、スマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済を4月からスタートします。町税は、本町の自主財源の根幹を担うものです。商工会、納税貯蓄組合連合会などの関係機関と連携して、期限内納付、収納率の向上へ向けて取り組んでまいります。以上です。

○中本正廣議長  
瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい。納税意識の取組についての教育委員会からの答弁をさせていただきます。学校においては、一定水準の教育を受けようとする中で、学習指導要領に基づく教育課程の中で、社会科の授業の中で、租税の役割について取り扱うものと定められております。発達の段階ごとに、国や社会を支える税の意義と役割を深く理解し、税を通して、国や社会の在り方について考える、租税教育に取り組んでいるところでございます。税が自分たちの生活と密接に関わっていることや、税の必要性などに理解するような機会を設けております。外部講師を招いて、納税による、国や地方公共団体の働きを支えている税の役割と理解に重点を置いた、DVDやリーフレットを活用した事業実施や、税についての作文や書写など、様々な工夫をした租税教育に取り組んでいるところでございます。次代を担う子どもたちが、税の成り立ちや、いろいろな時代での税との関わりなど、興味、関心を高めていくような授業を進めていくことで、税の役割や意義、納税の権利、義務を正しく理解して、納税意識を深めていくことは、極めて重要なことであると考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長  
二見教育長。

○二見吉康教育長

はい、課長のほうから租税教育についてお話しさせていただきましたが、私も、現在、可部地区のですね、北税務署管内の租税教育推進協議会の会長としておりまして、様々な機関、法人会であるとか、貯蓄組合とか、そして北税務署を含めて、租税教育の推進に取り組んでいるところでございます。子どもたちにとっては分かりにくいものがございますけれども、税務署等の指導をいただいて具体的な教材、例えば、模造の1億円を準備するとか、あるいは納税のシステムを具体的に、図で示していただくとか、大変わかりやすく、また、ゲーム感覚で学んで、子どもたちが学んだ後、税の大切さについて十分理解出来ていると思っております。今後も引き続き、租税教育について取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長  
はい。津田議員。

○津田宏議員

はい、教育委員会のほうでは、大変、今までも、協力していただいて租税教育をやっておられますが、働き方改革の中で教育委員会は、これ市のほうですけれども、受験勉強とか、そういう勉強のほうに優先で、そういう国民の基礎となる教育についてはちょっと力が弱い、ようなことを感じておりますが、我が町では、しっかり十分やっただいておると思っておりますので、今後とも、頑張って教育、租税教育をするべきだと考えております。それと、会費を出しながらですね、民間の団体の方が、ボランティアで活動しているのが幾つかございます。表彰の景品を出したり、教育委員会と協力して子どもたちの納税教育に教壇に立ったりですね、チラシを配って期限内納付を呼びかけたり、そんな団体の活動費の一部に、補助金を交付すべきであると提言をして、次の質問に移ります。

質問事項の2に入ります。ふるさと納税による、税の増減、税収増について伺います。まず、ふるさと応援寄附金について、ふるさと納税のことですが、確認いたします。人は生まれて生まれ育っていく過程で、それぞれの住んでいる自治体から税によって賄われている医療や教育など、いろいろな住民サービスを受けて育っています。そして、そのまま生まれ故郷に住み続ける方もいれば、進学や就職等で、生活の場を変えて移り住んだ場所の自治体で納税される方もたくさんおられます。そういった故郷を離れて暮らす方々の中から、自分を育ててくれたふるさとに対して恩返しをしたい。また、住んでいる場所とは別のところではありますけれども、御縁のある自治体に対して応援したいという思いを持つ方に、居住地以外の自治体に寄附ができる制度、これがすなわち、ふるさと応援寄附金でございます。この寄附を行うと寄附金のうち、2000円を超える分については、所得税と住民税の控除が受けられ、地域の名産品など返礼品がもらえるというメリットがあります。また、これは、都市部から地方へ財を移転させて、地方を活性化させるという狙いも込められております。ところが、こういった制度の趣旨とは裏腹に、返戻金を紹介する、仲買業者が出てきたあたりから、豪華な返戻品を用意した自治体が、多額の寄附を集める傾向が強まり、自治体にとっては、自治体間の寄附金獲得競争、納税者にとっては、節税と返礼品獲得のための税金を使ったネットショッピングの様相を呈するようになりました。結果、行き過ぎた競争に歯止めをかけるために、令和元年度に、このふる

さと納税の、税制が改正されまして、返戻金は寄附額の3割以下、かつ、その自治体で生産されたもの、あるいは自治体、区域内で、主な原料が生産されたものであることが定められました。このふるさと納税を税収面から見てみますと、ふるさと応援寄附金による増収、返礼品仲買業者への手数料等の支出、他の自治体へ寄附された地元住民に対しての所得税と住民税の控除による減収が発生いたします。ここで、ふるさと納税との、本町の実績について確認をさせていただきたいと思います。本年度から、担当課が税務課として変わりましたけれども、ふるさと納税申告の簡素化への対応、先ほどちょっと若干述べられましたが、それと、産業観光課、企画課等との連携、そして、広報活動について、また、本町への寄附金額と件数、また、本町住民の方が、他の自治体へ寄附された金額と件数、住民税の控除額、そして返戻金の支払い金額、それと、業者への手数料、そして最後に、応援給付金の収入と支出の収支について、お伺いいたします。現況、数量についての質問でございますので、担当課より御答弁をお願いいたします。

○中本正廣議長

沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長

お答えします。令和3年度から、ふるさと納税の担当課が税務課となりました。昨年予算審査特別委員会に関係課を横断して、ふるさと納税を強化すべきであるとの意見もいただいたところです。ふるさと納税の推進体制としては、プロジェクトチームを編成しております。メンバーは、副町長をトップに税務課、企画課、産業観光課、地域商社で構成しており、役割分担としては、税務課で、返礼品の調達や発送、納税サイト、ワンストップ特例制度などを行い、企画課で、企業版ふるさと納税、産業観光課、地域商社で返礼品の開発、新規事業者の掘り起こしとしています。本町で寄附が増えるきっかけとなったのは、ふるさと納税サイトへの登録でした。以降、寄附額は増加傾向で、昨年度からは1億円を突破したところです。こうした納税サイトの力を利用してきましたが、営業活動はもちろん重要ですので、町長がトップセールスをしたり、寄附金額が3万円以上の方には御礼状に、直筆で感謝の言葉を添えたり、副町長の紹介で、県庁へ営業をかけたりしています。コロナが落ちつきましたら、町友会など、本町へゆかりのある方々への営業も重要だと考えています。返礼品の状況ですが、たい焼きのほか、海苔などの食べ物やウイスキーが人気となっております。寄附件数と金額ですが、平成26年度が50件の274万7000円、平成27年度が717件の1805万9000円、平成28年度が4769件の6265万2000円、平成29年度が5172件の5304万4000円、平成30年度が6488件の6197万1000円、令和元年度が5973件の6062万5000円。令和2年度が8516件の1億994万7000円、令和3年度が1月末時点で、9903件の1億3241万5000円に達したところです。次に、町民が他の自治体へ行った寄附件数と金額ですが、課税年度別に、平成28年度が21人の123万7000円、29年度が30人の144万7000円、平成30年度が35人の229万1000円、令和元年度が65人の339万8000円、令和2年度が48人の288万1000円、令和3年度が50人の297万8000円となります。次に、本町への寄附と町外への寄附の割合ですが、令和2年度で97対3となっております。次に町民税控除額ですが、平成28年度が45万8000円、29年度が72万5000円、平成30年度が119万3000円、令和元年度が166万5000円、令和2年度が120万1000円、令和3年度が135万3000円となります。しかしふるさと納税による減収は、75%が地方交付税で交付、補填されているところです。ふるさと納税に係る経費ですが、寄附金額に対しまして約50%かかります。内訳は、返礼品に約30%、配送料に約10%、納税サイトに約10%となります。申告手続の簡素化ですが、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除が受けられる仕組みとして、ワンストップ特例制度がございます。ふるさと納税を強化することで、地域経済も潤いますので、引き続き連携して、ふるさと納税のしんか、拡大へ向けて取り組んでまいります。以上です。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい、ありがとうございます。寄附金の半分が、町に本当の真水で使えるお金になっているということで、大変頑張っておられると思います。それと県内のふるさと納税のランキングを私もちょっと調べてみたんですけども、これは令和2年度のデータですけども、1位が神石高原町、11億5000万円、安芸太田町は11位で1億1000万円でした。件数では、8516件で安芸太田町6位。1位は呉の3万4863件ですね。1件当たりの単価は1万2911円で、県下で1番低い、あ、ごめんなさい2番目ですね、坂町が、12万円ありますので、1件当たりですね。それと、人口規模で言いますと、神石高原に続いて、町民1人当たり、真水の金が8000円、だから、1万9141円で、2番手となっております。1位が一、神石高原町であります。我が町は小さい人口の中で、非常に健闘しておると、本当に敬意を表したいと思います。ちなみに11億の神石高原ですけども、これがで

すね、本当に真水になるのが、10%きれて、5%ぐらい。何でかと言いますとすね、「罪のない犬が殺されています。ピースワンコ、殺処分ゼロ、全国で年間5635頭もの犬が殺処分されています。広島県での犬の殺処分ゼロを実現しました」という広告ですすね、こんな大金が入ってくるわけですすね。これを見てみますと、神石は別にしても、安芸太田町は県下でトップということになります。ここで私が思うのは広告のネーミングの工夫ですすね、これをやってみたらどうかホームページを見ますとすね、1、子育て支援に関する事業。2、教育の振興事業、云々とありまして農林水産、商工振興に関する事業と7項目あるんですが、本当に役所とか、何か税務署みたいな表現の仕方でありすすね。ここらの工夫が必要ではなかろうかと思ひます。もう寄附者のね、心を掴むような、ファンド名が欲しいなと思ひております。太田川をきれいにしましょうみたいなのもいいでしょうね、先ほど小島議員が言われました。財源がないんならそういうところから引っ張ってくるかですすね。それともう一つ、広報活動、十分、トップセールスで町長やっておられるみたいでございすすが、私は平成28年、今から6年前の1月と11月、それから29年の11月に、安芸太田町東京会に参加をいたしました。安芸太田町の出身者に集まっていたいですすね、今の安芸太田町の現状をDVDで披露しましたところ、皆さん本当涙を流して、ふるさとを懐かしんでおられました。その効果があったのか、さとふるの効果なのか分かりませんが、翌年のふるさと納税が4倍になっております。安芸太田町は、昭和30年に2万3000人いたものが、現在では5800人そこそこ、多くの人が安芸太田町を偲びながら都会に住んでおられます。この人たちにふるさと納税を知ってもらおう広報活動、これはぜひひともしていただきたい。そういうことを提言して、次の企業版ふるさと納税に触れてまいります。

企業版ふるさと納税は、平成28年度の税制改正によって導入されました。これは地方自治体の自主的、自立的な、地域活力の再生に関する取組である、まち・ひと・しごと創生推進計画について、企業が支援や応援をするために寄附を行った場合、法人関係税が控除されるというものであります。現在、この制度は、令和6年までの延長が決まっております。この制度の最大の特徴は、企業の納税控除割合が、法人住民税は法人税割額の20%を条件、そして、寄附額の4割を、税額控除され、さらに、法人事業税についても、その税額の20%を上限として、寄附額の2割を税額控除出来ますので、その結果これらと通常の寄附による損金算入の3割を加えると、寄附額に対する税の軽減が最大9割となります。企業にとっては、節税効果が非常に高い制度となっております。また、この企業版ふるさと納税を利用できる、企業規模については特に制限がありません。唯一、下限が10万円、10万円以上の寄附が定められているのみなので、大企業から中小零細企業まで、幅広く活用できることも、特筆すべき点となっております。企業版ふるさと納税は、地方自治体にとっては、政策面のアイデア次第で、民間企業に、地方創生の取組をアピールして、寄附を募ることが出来、企業にとっては充実した、税額控除と、企業イメージの向上が図れる点で、双方にとって魅力的な制度となっております。ただ、町内に本社がある企業は利用出来ないという限定がありますが、このような企業版ふるさと納税は、民間企業にとっては非常にメリットの大きな制度でありますけども、個人版のふるさと納税、先ほどのふるさと納税ですすね、納税制度に隠れて余り周知に至っておりません。これが現実です。以上を踏まえて、企業版ふるさと納税に関する本町の取組を伺います。町長はまた後で統括でもらいたいで、これも担当課のほうで、説明ができれば、町長のほうで、はい。じゃあよろしくお願ひします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。ふるさと納税に関連して、企業版ふるさと納税についてもお話をいただきました。改めてふるさと納税のほうもすすね、しっかり頑張っていきたいと思ひてるんですが、御指摘のように今現状を多くの市町で頑張っておられることもあって、過当競争という言い方がいいのかどうか分かりませんが、そういう状況になっております。他方、ふるさと、企業版のふるさと納税というのはまだまだ、取り組んでおられる企業さんも少ないということでこれから、まだまだ可能性が広がる、そういう部分でもあると思ひております。町としても、こちらの部分には、改めて力を入れていきたいと思ひてるのでございすす。改めて、いろいろ御指摘いただきました。今まで5年間ですすね、1000万ちょつとを集めてきたというところではございすすが、まだまだ十分可能性があるというか、ある事業だと思ひております。現状では、これ小島議員の質問にもお話をさせていただきましたが、営業をかけるとはいってもすすね、やはり縁のある企業さんに回っているところではございまして、その意味では行き先というのがかなり限定されてるんですが、それでも少し回らせていただくだけでも、先ほどもお話をしたように、410万円の今年度ですすね、御寄附をいただきました。実は昨日も、わざわざ本町にお越しいたいで、御寄附をいただいた事例もありまして、そういった意味でも、可



能性を感じるところでございます。ただ、ですから御縁のあるところへ働きかけていくというのはまだまだこれからやっていかなきゃいけないんですが、その御縁があるところというのもやっぱり限界がありますし、毎年毎年じゃその企業さんが、お支払いいただけるかどうかやっぱり企業も、その収益の波があるもんですから、儲かってるときには節税対策になりますが、そうでないときもあるということで、別のことも考えていかなきゃいけないと。そういう意味では、これも、小島議員の御質問にもお答えをしたとおり、より企業の側から魅力のある出し方、あるいは魅力のある使い方を提示をさせていただいて、プロジェクトの良さで、御寄附を募っていくということがやっぱり重要ではないかなと思っております。今、津田議員からも、太田川をきれいにしていくというそういうテーマを挙げるというお話もございました。大変魅力的なことであると同時に、SDGsの観点からですね、そういう取組に、企業さんが参加をされるというのは、節税対策以上に、企業のネームバリューを上げるという意味でも、重要な視点であり、これも、これから仕掛けをしていきたいと思っております。もう一つ、考えておりますのが、令和2年度10月からはですね、お金を出すというタイプの企業版のふるさと納税だけじゃなくて、人材を派遣をする、そういった形での企業版ふるさと納税というの、新たな仕組みとしてつくっていただいております。これ企業さんから人材の派遣をしていただく、その場合に、人件費相当についてはですね、今の企業版のふるさと納税と同様、最大で9割の税の軽減効果を受けられるということでございますので、本町、いろんな意味で水道事業に限らずですね、やっぱり多くの人材はまだ必要としている部分もある。特に専門的な人材の確保という意味ではですね、これまた大変魅力的な取組だと思っております、そういった取組を並行して進めさせていただきながら、町の様々な取組に、多くの皆さんのお力添えをいただく努力を続けていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい、ありがとうございます。今後、積極的に制度活用していくべきだと思います。企業にとっては、イメージアップ、宣伝効果となるような、例えば、しわいマラソンの支援とかですね、そういう、こう新しい切り口で、とにかく知り合いを当たっていただくんじゃないしに企画で勝負。そういう企業も宣伝効果もある、というような企画をですね、企業版のほうでどんどん、やってもらって、我が町ではやっぱり健康に対してもかなり、ウォーキング大会やっておりますが、元気が一番健康で長生きウォーキング支援とかですね、89%を占める山をテーマとして、企業の皆さん脱炭素に取組みたい、SDGsですね、木質バイオマス発電、熱利用、里山再生プロジェクトとかですね、そんな企画、また先ほど町長言われたように人材派遣ですね、これが、新型コロナの影響で事業の悪化した企業がですね、異業種の企業と人材派遣の提携を結んで雇用を維持しようとしている傾向があります。航空会社が、例を出せばですね、量販店と連携して人を派遣するというのをやっておりますし、企業の人材を自治体に派遣が可能になれば、民間の優秀な専門人材を地方自治体で活用できるということで、今後行われる行政のデジタル化に向けて、ICT人材の専門人材の不足をカバーするためにも、検討すべきであると思います。まとめますと、ふるさと納税は、返戻金を設定して、寄附者を奪い合う構図であるのに対し、企業版ふるさと納税は、各自治体が知恵を絞って、魅力的で実行可能な地方創生プロジェクトをつくるということで、寄附金の奪い合い競争から脱却して、自立した地方自治を進める重要な財源となり得るといえると思います。制度的な期限も設定されているということですので、企業版ふるさと納税と、積極的に取り組んでいくべきと考えます。ここで答弁を町長に思ったんですが先ほどしっかりしていただいたので、この質問は終わらせていただきます。

続いて、特別名勝三段峡復旧状況と今後の対応について質問いたします。実は昨年8月の災害で、三段峡渓谷内が30ヵ所崩れました。通行止めとなりまして一番、観光が盛んな時期に人が入れないという状況がありまして、議会ではですね、広島県環境県民局長、また自然観光環境課長、教育委員会管理部長、文化財課長、西部農林水産事務所所長を訪ね、早期回復、復旧を要望したところですね、何と今までで初めて9月の定例県議会で、三段峡に3717万円という高額な補正予算が計上されました。その補正予算が一体どういうふうに使われ、また今後三段峡の復旧状況、聞くところによるとまだまだかかると現場では聞いておりますが、早急に復旧できるように、管理者である県また、県の中のいろんな部局とですね、今後の対応をするべきだと思います。ここらの対応、将来のことについて町長の、御所見を伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、三段峡の復旧状況、今後の対応について御質問いただきました。御指摘のとおり、令和3年8月に発生いたしました、台風9号及び集中豪雨により、三段峡内は、正面口から水梨口の区間で集中的に倒木や崩土が発生して、全て合わせますと被災は大小含めて47カ所ということになっております。三段峡の施設管理者である、広島県、文化財を所管する広島県教育委員会、広島県議会に対しまして、安芸太田町、安芸太田町議会、一緒にですね、予算確保を要望し、県議会により、先ほどありましたように、工事費設計費合わせて約3800万円の補正予算を承認されたところでございます。広島県並びにですね、関係機関の皆様の早期対応について、感謝を申し上げているところでございます。県は、9月補正予算成立後に、順次、崩土の撤去を含めて、正面口から石樋（いしどい）までの区間は、11月4日に通行化可能となっているところでございます。しかしながら、崩落部分の上部複数カ所に地盤割れが発見されたぐるの瀬、黒淵まで2.7キロありますけどこのぐるの瀬は、正面口から約2キロメートルにあるところでございます。ここの部分については、文化財保護法の規定に沿った復旧工法が必要で、工事測量が行われまして成果品は、3月上旬に、広島県に納品されるという予定でございます。その他、遊歩道は、修繕済みで、倒木は水梨口と、黒淵間に3カ所ありますが、4月以降の除去で、除去の予定でございます。先ほど、申しましたぐるの瀬の復旧工事につきましては、文化財の形状変更手続を行うということが必要で、広島県から安芸太田町教育委員会へ提出後、広島県教育委員会へ進達され、最終的に文化庁で審議をされることとなっております。文化庁の保護審議委員会により、承認を受けるのは、早くて5月中旬を予定し、6月下旬からの工事着工ならば、10月中の完成を見込んでいるということですが、町といたしましてできるだけ早期の完成となるよう、可能な限り前倒しを求めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい。いろいろ県との交渉、聞くところによりますと、安芸太田町のほうでいろいろ企画をすると、それはおまえらがやれやみみたいな県の対応であったようなこともちょっと聞いておりますし、これは北広島町の一部も含まれておりますし、西中国国定公園というのは島根、鳥取、山口まで入っている広域な場所でもあります。また、帝釈峡も県内ではございます。そういったところでですね、県との交渉をしっかりとやってもらって、それと9月の一般質問で行いました、基本計画ですね、文化財保護計画ですか、これは県のほうでこの4月に出来とるわけでありますが、町として単独でいうわけにはいかないんじゃないかなという気もしております。そういったところも含めて、今後の対応、町長、どうですか。どの程度まで御存じか分かりませんが、答弁をお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、文化財の関係も含めた御質問でございました。三段峡につきましては、今回補正予算を成立し、順次工事を進めると、災害対応ということもありますけど、毎年ですね約4000万円の予算確保していただいて、主に、落石防止対策という、安全対策を中心に予算執行をされているということで、かなり県の全体の中でも多いほうというふうに聞いておるところでございます。先ほどご質問ありました文化財の活用計画について、これまでの対応について、説明をさせていただきます。三段峡である文化財の所有者は安芸太田町、北広島町の町有地、また、個人所有地及び共有地の民地というふうになります。また、文化財保護法による、三段峡の管理団体は、国の特別名勝、国の名勝指定により、広島県となります。自然公園法による三段峡の管理団体も、広島県ですので、二つの法律があるというふうに認識をしていただきたいと思います。三段峡の単独の保存活用計画を作成する主体について、広島県に確認をしておりますが、保存活用計画は、文化財保護法第129条の第1項により、この計画は、管理団体または所有者が作成できるというふうに規定をされているところでございます。特別名勝の範囲が、二町にまたがっており、本町が単独で作成するというのは、北広島町と、〇〇〇〇ということもあり、基本的には、広島県が担うということで、回答を得ておるところでございます。町全体での、文化財の地域計画の策定も、必要性も求められておりました。本町といたしましては、広島県の西中国山地国定公園の公園計画と三段峡保存活用計画を連携し、文化庁の認定を受けることで、その都度許可が必要である現状変更申請が、活用計画に記載しておれば、届出で済み、手続が弾力化されます。町民の財産である三段峡が、これからも継承できるように、広島県と連携し、三段峡の保存計画の

策定に努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、御質問あった文化財活用計画について今お話をしたとおりでございます。改めてですね、今回の三段峡の被害に対する早期復旧に向けて、議会のほうでも御協力いただいております。早急な補正予算の確保につながったのは大変ありがたいことだと思っております。ただ、残念ながら、当時からも心配をしておりました。現状変更においてはですね、やはり、最終的に国まで確認しなければならないというところですね、そこを残念ながらクリア出来なかったものですから、まだまだ時間がかかるというところでございます。その国のほうまで審議されないように、改めて文化財活用計画なども活用して、できるだけ早く対応できるようにという議員の御指摘にもございますが、県等まだまだ調整をしなければならないところがあるというのが、現状でございます。なかなかハードルは、それぞれ高いところではあります。まずは、今回の件についてはですね、文化庁の審議を経るということでございますので、県とも連携をしながら、国のほうにもできるだけ早く、計画について承認をいただきたいという働きかけをさせていただきたいと思っておりますし、また、議員からも御指摘のように、その都度その都度、補修に当たって文化庁の許可をいただかないような方法についてもですね、何がしか、我々としても、これから、研究をさせていただいて、取組をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい、ありがとうございました。三段峡については、もう予算がつくたんびになかなか進まないという現状がございました。黒淵のトイレについても、5年かかりましたし、それから霞ヶ原ですか、水梨、これがまだ完成してない。それからあと、猿飛のトイレ、これについても、一歩も前に進んでおらんような現状であります。これを町が全部やるいうたら、財源もございませんし、先ほど菅田課長が話したとおり、うちうちで文化財のほうはやってくんですが、計画は。文化財いうたら三段峡だけではありませんのでね。で、やっぱ赴きは県のほうにしっかり責任として、管理責任として、維持管理をお願いする働きかけいのをやっていかなければならないと思います。3年前でしたか3人ほど滑落事故が起こっておりますし、もう事故が起こったときにはこれは、管理者の責任ということになるだろうと思います。そういったところも、今後、しっかり県との協議の上、三段峡を、安芸太田町に訪れた観光客の皆さんが楽しんで帰ってもらえるような環境づくりをしていくべきだと考えますので、よろしく言うちゃいけん、対応をさせていただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で津田議員の一般質問を終わります。通告による一般質問は全部終了いたしました。これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

---

散会 午後3時25分